

2020年3月1日発行 第20巻第3号(通巻538号)

LIBRA

2020年 **3**月号

〈特集〉

所有者不明土地問題の解決へ向けて —幻の「巨象」へ迫る—

〈インタビュー〉

俳優 反町隆史さん



東京弁護士会

リブラギャラリー

御射鹿池



長野県奥蓼科・ハケ岳の麓にある御射鹿池（みしゃがいけ）。自然の池ではなく農業用溜池ですが、東山魁夷が描いた「緑響く」のモチーフとなった場所であり、今でも多くの人々を魅了しています。

会員 矢吹 公敏 (39期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2020年3月号

特集

02 所有者不明土地問題の解決へ向けて — 幻の「巨象」へ迫る —

インタビュー

18 俳優 反町隆史さん

ニュース&トピックス

- 22 ・2020年 東京弁護士会 新年式
・読売巨人軍をお呼びして ブラッシュアップ研修会報告
・「映画を観ながら死刑について考えるシンポジウム」報告
・2020年度 東弁役員等選挙

連載等

- 26 常議員会報告（2019年度 第9回／臨時第3回／第10回）
- 31 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京家庭裁判所委員会報告「少年審判手続における付添人の活動等について」 相原佳子
- 32 東京弁護士会市民会議：第48回 裁判員制度施行10年を迎えて
- 36 刑事拘禁制度改革実現本部ニュース No.44
松本少年刑務所・甲府刑務所 見学記 金谷達男・神谷竜光
- 39 セミナー「クラウドサービス等の利用による弁護士業務の効率化」 舩田 正
- 40 2019年度 広報委員会市民交流部会の活動紹介 沖 陽介
- 41 知っておきたい2019年LGBTニュース 大畑敦子・石部享士・鈴木敦悠・加藤 拓
- 42 協力をお願いします！ 安否確認！～防災グッズプレゼント当選者インタビュー～ 貞弘貴史
- 44 今、憲法問題を語る
第99回 「桜を見る会」に現れた民主主義の危機 中本源太郎
- 45 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を
第36回 セミナー「次期会社法改正のポイントと実務対応
～会社法改正法案の内容を踏まえて～」の報告 菊地初音
- 46 近時の労働判例
第82回 横浜地裁平成31年3月26日判決（日産自動車事件） 坂本貴生
- 48 東弁往来：第68回 法テラス多摩法律事務所 長谷川 翼
- 50 via moderna—連載 新進会員活動委員会
第80回 地方の若手弁護士に聞く ～拡大版！第1回全国若手サミット 編～
木川雅博・紙尾浩道
- 52 わたしの修習時代：法曹一元に向けて 36期 伊藤 真
- 53 71期リレーエッセイ
弁護士生活1年目に税理士法人で勤務してみたこと 内野 真
- 54 お薦めの一冊：『房思琪の初恋の樂園』 守屋典子
- 55 コーヒーブレイク：弁護士職務経験2年間の気づきと学び 中田萌々
- 56 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 59 会長声明
- 62 72期 新入会員 名簿
- 68 インフォメーション

所有者不明土地問題の 解決へ向けて

―幻の「巨象」へ迫る―

令和元年10月15日、「所有者不明土地問題の解決へ向けて―幻の「巨象」へ迫る―」と題する座談会が開催された。

今日、登記簿等の公簿情報を参照しても所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地、いわゆる所有者不明土地が全国的に急増し、社会的に大きな問題としてとりあげられている。その問題の大きさは、まさに、「巨象」とも表現することができるであろう。

もっとも、その問題の巨大さに比べ、所有者不明土地の問題の実態は明らかではなく、謎に包まれているようにみえる。

こうした状況を踏まえ、平成30年6月6日に「所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法（所有者不明土地法）」が成立し、令和元年6月1日に全面施行され、令和元年5月17日には、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が成立し、令和2年11月1日には全面施行の予定である。このように、徐々にではあるが、問題の解決に向けた動きがみられている。

一方で、所有者不明土地の所有者の探索費用を誰、あるいは、どの機関が負担するのか、どのようにして所有者不明土地の発生を抑制・解消するのか等、依然として残されている課題も多い。

今後、残された課題に向けてどのように取り組むべきかについて、座談会の総論では、山野目章夫氏からは、相続登記義務化や土地所有権放棄等についての民法・不動産登記法改正における議論を、吉原祥子氏からは、最新の所有者不明土地問題の現状を説明していただき、各論では、弁護士3名を加え、研究者・実務家それぞれの立場から所有者不明土地問題という「巨象」に真正面から立ち向かって議論していただいた。

（所有者不明土地問題プロジェクトチーム）

座談会出席者

早稲田大学大学院法務研究科教授
山野目 章夫 氏

東京財団政策研究所研究員・政策オフィサー
吉原 祥子 氏

児玉 隆晴 会員(40期)

川 義郎 会員(56期)

山本 真彦 会員(62期)

コーディネーター
岩田 真由美 会員(55期)



総論

所有者不明土地問題とは何か

岩田：まず、山野目先生に、所有者不明土地問題とは何か、その発生の背景と問題点についてお話しいただきます。

山野目：所有者不明土地になっている土地の利活用という課題と、所有者不明土地が発生することの防止という課題と、局面を分けて考えることといたしましょう。

所有者不明土地になっている土地の利活用という観点からの話題の1は、共有地管理の改革であります。10名の共有者のうち3名と連絡を取るとはできたけれど7名の所在は不明である土地を取得して公共的な需要に用いようとする市町村を想定すると、現行法では7名についてそれぞれ不在者の財産の管理の手続きを家庭裁判所に請求し、1人ずつ7名の管理人が選任されるということになります。7名の間に利害が相反する恐れが潜在しますが、7名を含む10名はその共有地の処遇に限って見るならば、概ね共通の利害関係を有するものではないでしょうか。その共有地について1人の管理人を選任する制度の在り方も考えられるところではないかと考えます。

話題の2は土地の所有権の放棄を是認する可能性ないしその要件であります。社会経済情勢の変化に伴い土地の保有や管理に困難を感じ、その意欲を失う人々はたくさんいます。しかし気ままな所有権放棄を許すと、その受け入れを強いられる公共の側は財政に重くのしかかります。ですから、ある基準で将来の管理の費用の一部を負担するといった条件を整えた上で放棄を認めることにしなければなりません。今のところ、法令の定めるところによ

り行政庁の認可を得て放棄をすることができるというルールを導入が有力であります。

これからの所有者不明土地の発生を防止するという観点からの話題は、登記をして権利関係を公示する責務が強調されなければならないということでもあります。これを宣明する理念を盛り込む方向で土地基本法が改正されようとしている情勢を踏まえ、法制審議会においても相続登記等の登記を国民にしてもらうようにするにはどうすればよいか議論が続いております。配偶者の暴力、ストーカー行為、児童虐待などの被害を受けている人から相談を受けた場面を想像しますと、それらの人たちの住所が無留保に登記情報の公開というルートに乗っていいのか考えてみるべき問題があり、特例の導入も法制審議会において検討されているところであります。

岩田：吉原さんは全国の自治体のアンケートなどを通じて生の現場の声に接しておられると伺っております。対応に苦慮する自治体の姿等についてお話しいただけますでしょうか。

吉原：まずこれは新しい問題ではないということです。たとえば、耕作放棄地の解消に取り組む農業関係者や集約施業を進める林業関係者、自治体で道路用地の取得を進める担当者など、各分野の関係者の方々はこの問題に散発的、慢性的に直面していました。ただ、これまでは、その根底に土地制度、不動産登記、相続など根本的な課題があるということがそれほど広く共有されておらず、所有者不明土地問題という名前も付いていませんでした。人口減少の進展や震災発生などを契機に、問題がさらに顕在化してきたことで、所有者情報の把握の仕組みや権利義務の継承のルールなどが、具体的な政策課題として議論されるようになったのだらうと思います。この問題は日本社会のさまざまな変化と既存

の制度に内在していた課題が絡まって表出している現象の一つです。その意味で、各分野の関係者が協力し地道に新しい仕組みを模索していくことが必要だと考えています。

所有者の所在の把握が難しいという現象について、その実態や規模を少しでも定量的に捉えるため、2014年秋に全国の自治体を対象にアンケート調査を行い、888自治体から回答を得ました。

まず、固定資産税の「死亡者課税」について聞きました。これは土地所有者すなわち固定資産税の納税義務者の死亡後、相続登記未了の事案に対して税務部局による相続人調査が追いつかず、やむなく死亡者名義での課税を続けることで、「あり」が146自治体（16%）、「なし」は7自治体（1%）、そして735自治体（83%）は「分からない」との回答でした。他方、今後こうした死亡者への課税が増えると思いますかという質問に対しては、770自治体（87%）が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答しました。その理由としては、相続登記の手続きが煩雑、コストが掛かる、近くに登記所がない、相続放棄・相続人不存在が増える、といった回答があったほか、当該自治体に住民票のない不在地主については死亡情報の把握が難しい、という制度上の課題を指摘するものもありました。また、土地の売買等も沈静化しており、正しく相続登記を行っていなくても実質的な問題が発生しないとか、相続放棄された土地について財産管理制度があるけれども費用対効果が見込めず放置せざるをえない事例が少なくない、さらに、民法上相続放棄された土地の管理責任の在り方に不明な点がある、といったコメントも寄せられました。

それから、利用見込みのない土地について住民が寄付を申し出た場合、受け取るという自治体はほとん

どありませんでした。土地を手放すための「受け皿」がないことも見えてまいりました。

各論その1

空き家特措法、森林法の現場から

岩田：次に弁護士パネラーから、山本さん、お話しただけですでしょうか。

山本：私からは森林法における所有者不明土地問題の対応を中心にお話し致します。

木材の輸入自由化、ライフスタイルの変化による木材需要の低下や林業の担い手不足などにより、木材の価値が下落し林業が衰退した結果、森林が放置され、所有者不明、境界不明といった問題が進んでいきました。

他方で、小規模な森林を集約して大規模化して施業を行うことで効率的な林業を行う「施業集約」という考え方が進んだことで再び林業が盛り上がってきたなどというときに、所有者不明、境界不明で集約が進まず、意欲がある林業事業者がいても集約ができずに林業の施業ができないという状況が起きつつありました。

そんな中、外資による水源地となる森林の買収騒ぎが起き、これを機に平成23年に森林法が改正されて、森林の土地の所有者になった場合の届け出が義務化され、90日以内に届け出ない場合には過料による制裁も規定されました。

さらに進んで平成28年には林地台帳という制度が導入されました。林地台帳には「登記簿上の所有者」欄のほかに、「現に所有している者、所有者とみなされる者」欄が独自にあります。ここには前述の森林の土地の所有者になったことによって届け



山野目 章夫 氏

早稲田大学大学院法務研究科教授
 法務省 法制審議会民法・不動産登記法部会部会長
 国土交通省 国土審議会土地政策分科会特別部会部会長
 国土交通省 所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会委員長

出た者、あるいは固定資産台帳、その他行政の持っている情報から、行政が所有者ではないかと認識する者が記載されます。これによって行政が登記簿とは別に独自に所有者情報を得て、それを一定の場合には林業事業者に公開し、所有者不明に対するフォローを行政が行うというような改正がなされています。

このほか森林法においては共有者が不覚知の場合に使用権を設定することで森林の施業を行ったり、隣に所有者不明の森林がある場合に、一定の手続きを経て使用権を設定し、路網を整備するといった所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特措法に似たような制度があります。

森林においては都市部よりもはるかに所有者不明の問題が大きな問題となっておりまして、それに対応するためにこういういった制度がすでに導入されている状況にあります。

岩田：次は川さん、空き家対策に対する取り組みの視点からお話してください。

川：雑草の繁茂を中心とする管理不全の空き地については昭和40年代半ばから全国の市町村に空き地条例とか草刈り条例と称する条例が制定され、不良状態の除去に必要な措置を命ずることができると定められていました。平成に入り環境意識が高まったこともあって、環境保全条例として管理不全の空き地に対する規制が各地で定められたと聞いています。管理不全の空き地として対処が必要な土地は、主に都市部やその近郊に見られたこともあり、所有者不明土地としての問題はこの当時ではそれほど大きい問題とは言えなかったようです。他方、管理不全な空き家の問題については、平成22年の埼玉県所沢市の空き家条例制定をきっかけとして、平成26年までに全国の自治体の約20%、350程度の自

治体で空き家条例が制定されましたが、行政代執行法の要件が厳格なことなどから、全国で実際の行政代執行がなされた事例は数例程度にとどまっていました。そこで、平成26年、議員立法により空家特措法が制定され、地方税法22条で禁止されている税情報の目的外利用を一定の範囲で許容して所有者の探索を容易にしました。また行政代執行法の厳格な要件を緩和して、緩やかな要件で行政代執行を行うことを認めるとともに、過失がなく所有者を覚知することはできないときについても代執行を行うことができるという略式代執行の制度が設けられました。

また、土地について所有権の放棄が問題になっている点に関連し、一部の自治体では条例で建物およびその敷地の寄付による受け入れを認める方策もとられました。建物およびその敷地だけではなく、単なる土地についても地方自治体が受け入れることの是非に関連する興味深い事例であるといえます。

岩田：児玉さん、お願いします。

児玉：この所有者不明土地問題がクローズアップされたのは東日本大震災の高台移転のときであり、移転先の用地を取得するのに大変苦労したと聞いています。その原因が、相続人が多数で行方不明者もいて買収が進まないことにあったとのことです。また、とりわけ西日本では豪雨による土砂災害が発生しております。そのときに流れ込んできた大量の土砂を、山間部の遊休地に運んで保管しようとする例があり、同様の問題が生じているようです。では、この問題は、地方だけの問題かというところではありません。今回の台風19号などで首都圏も洪水被害に遭うおそれがあるというのが分かりました。一部で堤防が決壊しましたが、大きな河川の堤防が決壊すると大量の土砂が市街地に流入してきます。そ

の土砂をどこかに片付けなければ復興ができないので、やはり保管場所の確保が必要になりますが、それが所有者不明土地問題のために進まないのではないかという問題が出てくるわけです。

各論その2

民法・不動産登記法の改正について

岩田：次に、民法・不動産登記法の改正議論に移りたいと思います。まず、所有者不明土地の発生の防止として、「登記の責務の強調」について取り上げ、次に、既に所有者不明になっている土地の利活用の方策として、「共有地管理改革」、「土地所有権の放棄の是認可能性」と続けてまいります。

登記の責務の強調

岩田：法制審議会の部会では、相続等により所有権の移転が生じた場合に、相続人に公法上の登記申請義務を課すか、当該不動産の取得の事実を知った日から一定期間内に相続登記を申請しない場合に過料等の制裁を科すか、不動産登記簿と戸籍との連携について、所有権の登記名義人の氏名、住所、および生年月日等の情報を申し入れるシステムを作るかが議論されています。

まず、相続登記を義務化するかどうか、また制裁をかけるかという点について、どのようにお考えでしょうか。

川：権利の公示と取引の安全という不動産登記法の目的からしますと、登記の責務を国民に課することが目的と合うのかどうか。登記の必要がないと考える国民に登記の責務を強調すべきかという点について

は消極に考えているところです。

不動産登記法が私法と公法のどちらに分類されるかという問題もあると思うんですけども、公法的な目的ということであれば、不動産登記法で国民に義務を課することは慎重に行うべきではないかと考えています。

児玉：相続登記の公法的な義務付け自体には賛成しますが、義務違反に制裁を科すことには反対です。その意味で、抽象的な義務化を認めるという立場です。この点、相続登記は、私人間では権利登記であるし、日本では対抗要件制度を採っているわけですから、対抗要件を備えることが抽象的であっても義務化されるのはおかしいという指摘があります。しかし、登記は公示制度であり、登記情報の信頼性を確保すべきとする要請はあるので、公法的な義務としての登記申請義務自体は否定できないのではないかと考えます。ざっくりばらんに言うと、現在は、「相続登記はしなくてもいいですか」と依頼者から問われたら、弁護士は「特に義務はありません」と答える他はありませんが、それでは相続登記未了を解消できず、所有者不明土地問題も解決できないのではないかと思います。

しかし、その義務違反に制裁を科すことについては多くの疑問があります。まず、制裁としては10万円程度の過料を科す旨の提案がされていますが、それで本当に相続登記促進の実効性があるのか疑問です。また、制裁である以上は、相続人全員に公平に科すことが必要ですが、国すなわち法務局が相続人全員を探し出して公平に制裁をかけることができるのかという疑問もあります。そればかりか、とりわけ相続の当時に価値が乏しい不動産について、相続登記がされて来なかった点は、国民にのみ非がある訳ではなく、相続登記促進策を取って来



吉原 祥子 氏

東京財団政策研究所研究員・政策オフィサー

著書『人口減少時代の土地問題―「所有者不明化」と相続、空き家、制度のゆくえ』

なかった国にも原因がありますが、そのような状況下で、相続登記を突如として義務化した上にペナルティーまで科すというのは行きすぎではないかと思われま

す。相続登記を促進したいのであれば、むしろ国民に登記のメリットを与えるべきだと思います。たとえば、「3年以内に相続登記をすれば登録免許税を免除する」とすれば、抽象的な登記義務と相まって、登記の促進が図られるのではないかと思います。そうすれば、弁護士が依頼者から相続登記について相談を受けた場合には、3年以内にやれば登録免許税は免除されるので早く登記した方がいいですよとアドバイスすることもできます。

山本：森林については森林の土地の所有者になった場合には届出義務があり、それに対する制裁もあります。森林の所有者については適切に、適時に伐採、造林および保育を実施することにより経営管理を行わなければならないという義務が課されていますが、そうでない土地についても土地基本法の改正が予定され、土地所有者が土地の管理に一定の責務を負うことになるであろうことも踏まえて考えると、責務を負う者を公示するため、制裁をもって届け出を義務付けることも必要と考えます。

もっとも、制裁だけではなくインセンティブを与えて登記を促すことも重要と考えます。

川：登記は権利関係を公示するものですが、配偶者の暴力・ストーカー行為で住所を表に出せないのに、住所が不動産登記に載ってしまうとの問題がありまして。

所有者が誰か、その土地を誰が管理しているか分かるシステムとして、戸籍と住基ネットを紐付けたような新しいものがあったとしてもよい、とは思いますが、不動産登記にその機能を全部担わせてしまっている

のか、という点について疑問に思っています。

岩田：弁護士パネラー3人すべて意見が分かれています。吉原さん、山野目先生はいかがでしょう。

吉原：公示と実態を一致させる必要性については関係者の一致するところだと思います。そして、一致させるために今後どのような考え方に基づいてどのような手段をとるのか、世の中に丁寧に説明していかなければいけないと感じます。特に、不動産登記制度が担っている公法的な役割の重要性が今、強く認識されているのではないのでしょうか。

山野目：7択でまいます。1番目、相続登記をしないしていると刑事罰を科する。まったくあり得ない話ではなく、道路運送車両法では、自動車の権利の移転の登録、変更の登録を正当な理由なく怠ると50万円以下の罰金に処するというようになっております。これは刑事罰ですから、理論上は逮捕の要件を満たせば逮捕をすることができるということになるものです。

2番目、相続登記をしないしていると政府にお金を納めなければならないことにする。特に「過ぎる」という字を書く過料を科するということはあり得ない話ではない。

3番目、相続登記をした人は政府にお金を納めなくてよいことにする。登録免許税、その他の考えられる課税関係、相続税や所得税の関係で減免の措置を講ずるというアイデアです。

4番目、相続登記をしないでいたため誰かに損害をもたらした場合はこれを賠償しなければならない。フランスにその制度がございます。考えてみれば、相当因果関係や過失を立証すれば民法709条でもいけるわけですから、これが本当に独自のアイデアかどうかは考えてみる必要があります。

5番目、相続登記をしないと、してほしい通知を

してもらえず、知らないうちに何かの手続きが進むということが起こり得る。手続保障の剥奪というものです。

6番目、相続登記をしないでいるとみんなからダメですよと言われるという効果を考える。児玉さんがおっしゃった抽象的義務というものはそういう意味です。具体的なサンクションはないですけども、君、そういうことではダメですよと言われるという効果です。

7番目、相続登記をしないでも何も起こらない、起こらなくてもよい。現在の不動産登記制度の下でも登記をしておかないと、次の売買や贈与などに伴う所有権の移転の登記はできないし、不動産を担保に入れることも、それを公示する登記はできないという扱いになっていますから、現在の制度でもそういう仕方で間接的に促されているということに気付けばそれでよいという見方もできます。

どれか1個を選ぶ必要はないものでありまして、複数を組み合わせても構いません。法制審議会は中間試案を作成して、いくつかのメニューの中のどれでいったらよいかということについて国民の意見の動向を問うことになります。これは非常に重い問題ですから国民の意向、さらに言えば覚悟を問わなければなりません。もう少し国民世論の動向を注視していく必要があると考えます。

共有地管理の改革

岩田：では、既に所有者不明土地になっている土地の利活用の方策として、1つ目の「共有地管理の改革」というテーマに移ります。

本テーマは財産管理制度の在り方とも密接な関連があります。その1つとして不在者という人につ

いてではなく、物について財産管理人を選任する制度を設けるということが提案されています。財産管理人制度全体の見直しが行われるということでしょうか。

児玉：不在者の財産全部ではなくて、物単位ないし不動産単位で管理人を選任できる制度を作るという提案が、今回されています。その土地だけ管理等をすればいいのに、不在者の全部の財産を管理するというのは、予納金などのコストが高く、事務処理も大変であるので、物単位の管理人というのは非常に有効だと思います。しかし、既存の不在者財産管理人と並行して物単位の管理人制度を設けることには、批判が多いようです。

そこで、利害関係を有する第三者の請求により土地の管理について裁判所が必要な処分を命ずることができるという制度、つまり利害関係人の利益のための管理人制度を考えるべきである旨の提案もされています。ただし、その管理人が選ばれると、共有者は管理権を失うということが提示されており、問題であるとの意見もあります。

さらに、新たな相続財産管理人の制度も提案されました。これは相続の承認後でも相続財産管理人を選べる制度です。この場合、相続財産管理人のみが財産を管理し、相続財産の散逸を防ぐということになります。このようにたくさんの提案がされている状態です。

山本：共有地管理の改革について森林との関連で申し上げますと、森林経営管理法が平成31年4月より施行されておりますが、この法律には、森林の経営管理の権限を市町村が得たうえで、その管理経営権を民間の事業体に委託したり、林業に適さない場合には市町村で管理する制度が定められています。不在者の土地についても一定の手続きを経て



児玉 隆晴 会員 (40 期)

日本弁護士連合会 司法制度調査会委員
東京弁護士会 法制委員会委員

同意があったものとみなして経営管理権限を市町村が得ることができる制度があります。

一定の必要性がある場合には土地の管理経営権限を取得できる制度がすでに前例としてできているということをふまえれば、ほかの土地にも応用できると考えます。

川：共有地管理の改革としての財産管理人制度は、公益か私益か、目的の違いによって制度設計が違ってくると考えていまして。森林法では公益目的が強く働いていると思うんですが、民法では私益目的だろうと思います。

管理人は誰の利益を重視すべきなのか。多数派なのか、それとも利害関係人なのか。費用負担を誰がすべきなのか。利益を得る人が費用負担をするんだろうけれども、共有地の持分を有しない利害関係人が自己の利益のために費用負担をして、自己の利益のためにそこを管理することができるかというところについては、いろいろな利害関係が想定され、私自身理解が進んでないところがあります。

物単位の財産管理制度は理論的にあり得るという気はするんですけども、動産だったらどうか、不動産に限るのか、土地と建物だとその土地に限るのか、底地権付きの建物はどうするのかとか、かなり考えなくてはいけないところがあると思います。

他方、持分の買取請求については、誰も使わない、関心を持たない土地の少数持分権者が別の共有者の持分を買い取り、代金を供託し、裁判所の非訟的な手続きに乗せて、有効活用することはあり得るのかなと。小さい共有持分で共有物分割をやったところで大した利益を生じない場合に、多数者に対してそういうことができる。今の共有物分割制度の中でもある程度予定されていることじゃないかという

気がしますので、そこはいいのではないかと考えています。

児玉：持分の売渡請求権についての現在の部会提案は、裁判所以外の公的機関、たとえば法務局に対して、一部の共有者が行方不明の共有者の持分の売渡しの申出をし、その対価を供託することにより、その持分の売渡しをさせることができるとする制度です。

この点、一部の共有者が他の共有者の持分を強制的に買い取ることができる権利を認めると、たとえば共有者が2人であって、かつ、その一人が行方不明者の場合にも、対価を供託すれば持分を取得でき、結局のところ共有物全部の所有権を取得して他に転売できることになります。しかし、本当に行方不明かどうかははっきりしない場合とか、供託金額が適正ではなかったときに、持分の売渡請求権を認めて良いかという問題があり、裁判所以外の公的機関がこの点をチェックすることは難しいと思います。私は、裁判所がこれらの要件をチェックする方法を取るべきであると思います。

岩田：吉原さん、共有地は、地方では特に多く残されていると思いますが、法制審議会の議論や弁護士のお話をお聞きになった感想などをお聞かせください。

吉原：共有関係をどのように解消しやすくできるかは、所有者不明土地問題の発生を予防する上で重要な論点であり、財産管理制度を使いやすくすることはその第一歩だと思います。地方自治体の担当者も関心をもっていますし、予納金や管理終了の方法・時期などについても、分かりやすく整理されていけばと思います。

山野目：ここで民法と不動産登記法が一緒の部会になっているのはなぜかということをお話しします。

不明共有者に対する持分の売渡請求自体は、部会資料どおりに民法改正が実現すれば、時価をもって売渡しを請求するという意思表示が配達証明付きの内容証明郵便で相手方に到達した時点で、当該持分について時価による売買契約の成立が擬制され、実体法上の権利変動が生じます。これを不明共有者全員に対してすれば、不明共有者を消して少なくとも実体法レベルでは権利関係を簡素化させて、知っている共有者のみがその土地を持っている状態が実現されます。

しかし、実体法の法律関係が観念的にそう理解されるからといって、不動産の登記名義人の記録がそうなるものではなく、非訟ではなく、売渡請求権を行使した共有者が原告となり、不明共有者を被告として、請求原因が売渡請求である通常訴訟を起こし、時価との引換給付で所有権移転の登記手続を請求することになります。

しかし、相手方は不明共有者ですから送達は公示送達であり、たぶん期日に出頭しません。公示送達は擬制自白が生じませんから、攻撃防御の考え方によっては時価がいくらであるということを証拠を出して立証するという事態になるかもしれないですね。そうすると、売渡請求制度ができたのみでは不動産登記の最終的な処理ができず、不動産の処分は現実には進まないことになります。ここに民法実体法と不動産登記手続との緊密な協力がなければ狙った政策効果は得られないという問題が生じ、これが「民法・不動産登記法部会」である理由です。

ところで、買取請求ではなく、売渡請求です。買取請求は相手に押し付けるために買い取れというものですが、ここで問題になっているものは相手方が持っている権利をこちらによこせという売渡請求で

す。だからこそ、憲法上の疑義を生じかねない側面をはらんでいて、手続保障と時価の問題をきちんと解決しなければいけないことになります。

所有者不明土地問題が起こったからそれが認められるというのは、あまりにも乱暴な理由付けであり、もう少し民法内在的な説明が必要です。知っている共有者の共有地に対する権利行使に困難が生ずるから、その不利益を除去してあげるために意思形成の簡便な仕方を導入し、最終的には売渡請求で権利関係を簡便化させるという説明が、どうしても入ってこざるを得ないと思います。

会社法では、株主が5年以上行方不明になると、その株主が有する株式の処分の特別な扱いができましたという規定がありますね。会社法は整っているのに、民法の共有はありません。会社の株式の承継で相続人が行方不明になると規律があって働くのに、農家の土地で行方不明になると、会社法にはそろっている規律が用意されていないことになる。ここをこれからやりましょうというお話です。

土地所有権の放棄の是認可能性

岩田：次に「土地所有権の放棄の是認可能性」というテーマに移ります。平成31年2月に国交省国土審議会土地政策分科会特別部会が出した報告書を受けて予定されている土地基本法の改正とも密接な関係のあるテーマだと思います。まず、弁護士パネラーから意見を伺います。

川：利用価値が乏しい土地は、土地所有権の放棄という言い方が妥当かは分かりませんが、国庫よりも地方自治体ないしそれに準ずる機関が集約せざるを得ないと考えています。国に帰属するという考え方もちろんあるとは思いますが、地方の実情を一番



川 義郎 会員 (56 期)

地方自治体の空き家協議会・審議会委員等

知っているのは基礎自治体なので、そこに帰属させるべきだと思います。ただ、地方公共団体は管理の瑕疵について国賠法2条の責任を負いますので、管理の要件を緩めるか、財政的な手当てをしないと、結局土地の取りまとめができないのではないかと考えています。

結論として、土地所有権の放棄は認めざるを得ない、その受け皿としては、地方公共団体ないしそれに近い公社のような形がもっとも適していると考えています。

山本：放棄自体は賛成です。森林には森林組合があり、市町村が放棄をうけてもその管理を委託しやすい側面があります。もっとも、森林の土地の地籍調査は遅れており、公図では現地復元性に欠け、放置された森林において現況で境界を確認することが難しい場合があることもふまえると、特に放棄が望まれる可能性が高い放置森林において、境界が分からず放棄できない、という事態が想定され、この点のフォローがなければ放棄も進まないのではないかと思います。

川：境界の問題にすると、吉原さんの本で地籍調査が進んでないことをお示しいただいており、森林に限らない気もしますね。だから、境界画定ができないから放棄できないというよりも、えい、やあ、で線を引っ張っちゃって管理を優先させた方がいい気がします。

山本：その通りだと思いますが、都市部と異なり、そもそも森林同士の境界が分かりにくいことに加えて、放棄されるような森林において、現況の境界すら画定することが困難であり、えい、やあ、で線を引くこと自体が非常に難しいと思われます。

児玉：そもそも土地の所有権放棄を認めることができるか否かについては、お二人と同様、基本的には認

めるべきだと考えています。ただ無限定に放棄を認めると、管理コストを税金で賄うことになり、不公平となるという問題も出てきますので、要件が問題です。

この点、比較的無難なのは、管理コストを相当程度負担することを条件に放棄を認める考え方です。また、いわゆる粗放的な管理で、管理にほとんど費用が掛からなければ放棄を認めてもいいという考え方もあります。それ以外に、相続などにより取得した土地が元々崖地で、所有者の責めに帰すべきでない事由により危険な状態にある場合は、公的機関が費用をかけて管理をすべきであるとの考え方もあり、その場合に放棄を認めるべきであるとの意見もあります。もっとも、土地の崩落等の危険を防ぐために過大な費用がかかる場合に、果たして簡単に放棄を認めて良いかは疑問です。そのようなことから、放棄の要件をどのように定めるかが難しいとは思いますが、審議の中途では、国の同意を必須の要件とすべきだとの意見もありました。しかし、それでは「放棄」の制度とは言えません。そこで、放棄するには行政庁の認可を得る必要があるとの考え方がでております。この点、行政庁が、一定の要件を満たすのに認可をしなかったら、その取消を求めて訴訟提起ができ、認可についての裁量に相当程度の限界があるとするのであれば、「同意を必須要件とする」という考え方とは異なります。ただし、裁量がどこまで認められるかという点が重要であり、裁量が広いと、国や地方公共団体の同意を必須要件とするのと変わらなくなるとも考えられます。

川：いらない土地だから所有権を放棄するわけですね。引き取ってもらえそうな土地だから放棄を認めて、本当に放棄をしたいときに認めないのはおかしくないですか。

児玉：その兼ね合い・バランスを考えざるを得ない悩みがどうしてもあると思います。固定資産税が高いから所有権放棄をしたいという相談が結構ありますが、これを認めると固定資産税は高いが利用価値等が低い土地については、放棄が続出してしまう状況だと思っています。放棄を認めると、地方自治体は固定資産税を得られなくなり、管理コストだけでなく、収入面での影響もあるので非常に大きな負担になってしまいます。そのバランスをどう取っていくのが問題です。日本においては、地方自治体に、まちづくりのための十分な権限・財源を与えておらず、実質的な意味で地方分権が進んでいないという指摘があります。そのような状況の中、現実的に、どのようにこの問題に取り組むのか悩ましさを感じています。

川：空き家率が高い地域でも、特定空家等に認定される空き家の横で、造成されたばかりの土地に建物がばんばん建っていたりします。政策的ですが、ある程度土地・財産の集約を進め、コンパクトシティー化を進めた方がよいのではないかと。不要な土地を相続放棄まで待つのではなく、国民全体でこの問題に立ち向かわなければいけないとすると、特別税まで持ち出すかどうかは別として、ある程度財源を考えるぐらいの覚悟が必要なんじゃないかと考えています。

吉原：放棄を認める要件や手続きについては、十二分に自治体関係者等の意見を聞き、実態調査をした上で決めていく必要があると感じます。

財源不足や人員不足に直面する自治体も少なくない中、土地の「受け皿」に自治体になっていけるのか、厳しい状況もあるので、たとえば、広域連携を目指して国がサポートしていく、あるいは民間の助けも借りながら運営する等、柔軟な検討が必要だ

と思います。試験的に土地の寄付の受け入れを行っている自治体では、手続きにあたって相続登記未了や境界未確定の問題も大きく、災害リスクのあることも覚悟しながら進めているという話を聞いたことがあります。土地のやりとりは、顔の見える信頼関係の中でこそ進む面もあると思います。国が標準的な基準やサポートシステムを作っていく部分と、地域の実情に応じて柔軟に対応できる部分の整理も必要だと思った次第です。

山野目：4つの話題をお考えいただけますか。まず、土地を手放すことを望む人がいる、それは認めるべきではないかという問題提起であります。親から受け継いだ土地を保有している形になりますと、資産価値がほとんどない雑木林でも、生活保護の支給要件の適用関係において資産を持っている人と扱われるかもしれません。実質的には生活保護をしてあげなければいけない事例でも、これが妨げになってできない状況を見ると、何らかの形で放棄を認めてあげねばならないものではないでしょうか。

2番目。手放そうとする土地は国に帰属するというアイデアはどうかということですが、国がやたらめったに土地を引き受けることになれば会計検査の仕組みが働き、適法な土地の取得であるとの説明が財務省当局として求められることになります。そこで、論議では、物納要件その他を満たすことが要件とされ、土地の境界が明確になっていることが、1つの要件として盛り込まれています。

3番目。手放そうとする土地が市町村に帰属するのはどうかというアイデアですが、市町村の財政も特段の手当てがなければ大変な状況になっており、これ以上、安易に市町村に負担を押し付けることは、よくよく避けなければいけないことであると考えられます。



山本 真彦 会員 (62 期)

日本弁護士連合会 公害対策・環境保全委員会委員
東京弁護士会 公害・環境特別委員会副委員長

4 番目。土地を手放せば固定資産税を免れることをどう考えるかといった指摘がありましたが、所有者には何らかの費用を負担していただかなければならないと思われます。

4つの観点を踏まえて考えると、今後の論議を見なければ分かりませんが、行政庁の認可を得た上で所有権の放棄をすることができるといったルールなどが考えられます。その認可は自由裁量ではなく裁量権の踰越または濫用があったときには、行政事件訴訟を提起して争うことができる可能性が国民に与えられていれば、全然ルールがないという世界ではなくなってくることでしょう。許可ないし認可があったらということであり、その行政庁の判断は自由裁量ではなく、生活保護のような事例を念頭に置いた応能基準と、固定資産税を免れる結果になることに留意した応益基準とを総合した上で、出していただくお金の条件などを決めていくということになると考えます。

所有者不明土地問題等と これからの弁護士の役割

岩田：「所有者不明土地問題等とこれからの弁護士の役割」という本座談会の目的であるテーマについて、山野目先生にお聞きします。

山野目：冒頭で、共有地管理の改革をお話ししました。現在の不在者の財産の管理の制度は、10人の共有者のうち7人の所在が分らないと、7つの事件が係属し、7人の管理人を選ばなければいけない。仮に7人の弁護士の方々の予算を用意する必要はなくて、お一人の弁護士を選任し、報酬の手当てができるならば、共有地管理を改革することは、そういう方向での打開という側面があります。ここで弁護士

がすることになる管理人という仕事は、法廷で相手方当事者と厳しく対峙する仕事、与えられた状況について特定の当事者の利害を代表する仕事ではなく、全体の状況を公平、誠実に処理しながら進展させる仕事という側面を持ちます。

これから、パルチザンでない弁護士の仕事が増えていくし、重視される時代になっていくのではないのでしょうか。パルチザンは英語ないしフランス語ですが、日本語に訳すと党派的な、という意味です。党派的な、とは特定の政党を利する行動をするという意味ではなく、特定の依頼者である当事者の利益を最大限に実現する法律家の役割を指します。悪い意味ではありません。法廷で刑事弁護人を務め、民事訴訟の訴訟代理人を務める仕事は、このパルチザンな仕事の典型ではないかと考えます。我が国の社会が格差や貧困、その他の問題を抱えている部分があることを考えますと、当事者と共に悩み、その利益を最大限に実現する党派的な仕事の重要性は減るどころか、ますます増えていく側面もあると思います。同時に、共有地の管理人になるという仕方で、パルチザンでない仕事をさせていただく側面にも注目していきたいものです。また、同じパルチザン、党派的な仕事であっても、特定の当事者の利益を対立する当事者との関係でひたすら実現していくということではなく、その当事者に寄り添って、全般的な状況を打開する仕事もあってよいのではないのでしょうか。

もし所有権の放棄のルールが設けられるとすれば、その人からの依頼を受けて奔走しなければなりません。お役所や地元の市町村だとか財務局、地元の土地の処分に精通した宅地建物取引業者等をコーディネートしながら、しかし最終的には1人の当事者の利益を最大限に実現してあげる仕事もあること

でしょう。

また、配偶者の暴力やストーカー行為、児童虐待の被害を受けているような人の住所があからさまに登記簿に記録され、開示されることでよいですかという局面にあって、その人から依頼を受け最大限その不利益にならないよう法務局その他関係機関と折衝することも、弁護士その他法律家にとっての新しい仕事だろうと感じます。

このように従来ある弁護士の方々のお仕事のどれかが意味がなくなっていくとか消えていくとかいうことはまったくなくとも、弁護士の方々の新しいお仕事の地平が開かれていくということによって、悩んで生きている現代日本社会の多くの人々に寄り添って、弁護士法1条が掲げている理念を実現していくことを弁護士の方々にますます望むものであります。

岩田：ありがとうございます。フランスでは、公証人が人の一生に深くかかわっており、所有者不明土地問題はあまり問題にならないとも聞いています。しかし、日本にはこれに相当する制度はなく、今さら同様の制度を作るというのも難しい。そこで、日々多用な法律業務を通じて人と関わっている弁護士が、この問題の解決に貢献できることはないのか。弁護士パネラーから、ご自身の経験等を踏まえて、こんな任務があればいいじゃないかという夢のあるお話もいただけますか。

児玉：フランスの公証人がどのような制度かはよく分からないのですが、日本でも公的な役割を担う者が、相続登記を促進する役目を果たす制度を考える必要があると思います。とりわけ、遺産分割を促進しないと所有者不明土地問題は真の意味では解決しないと思いますので、相続財産管理人に、何らかの遺産分割を勧告したり斡旋したりする役割を与える

必要があるのだろうと考えています。そういう制度ができれば弁護士としても活動の領域を広げられるのではないかと思います。

川：非パルチザン的な業務といえば、私は、東京地裁で非常勤裁判官の民事調停官と調停委員を務めさせていただいています。両者の利益を調和させながら、両者にとってそれならいいね、というような解決が見いだせるのは、ADRである非訟手続きのとてもいいところだと思いますし、やりがいがある仕事だと思っています。また自治体法務に関して言うと、中立、公正という、そこだけは譲れないテーゼをにらみながら、政策的な結論をどうやって実現していくかという点で非常に楽しい仕事でもあります。1800の自治体のうち本当に弁護士が補助できているところは少ない。将来の弁護士、特に若手の方に対しては、いくらでも仕事はあるので、どんどん飛び込んでいってもらいたいということを強く感じました。ありがとうございました。

山本：森林法の関連では、弁護士が個人でかかわる部分は少ないと思います。ただ、様々な制度が導入される一方、導入されても活用されなければ意味がないことから、それが適切に運用、活用されるようチェックしていくことが、弁護士会として担う公益的な活動として重要だと考えます。それからもう1点、今日のテーマとはすこしずれますが、公示送達や、財産管理人をおくべきにもかかわらず、いないような状況において訴訟上特別代理人で対応させるなど、所有者不明でも既存の制度で権利の実現ができるよう、探っていくことが必要ではないかと考えます。

岩田：では、吉原さんから弁護士に対する要望、メッセージをお願いします。

吉原：今日は貴重な機会をいただき、ありがとうございます



コーディネーター

岩田 真由美 会員 (55 期)

東京弁護士会 所有者不明土地問題プロジェクトチーム副座長
東京弁護士会 法制委員会副委員長

いました。パネラーの皆様の議論を聞いて、個人の権利の保全や利益の実現と、公益の実現とを、同時に目指すことをより意識していくことが大事だと思いました。どうしたら個人の権利を守りつつ、地域の公益を実現し、次の世代にもきちんとした形で財産を継承できるのか、一人一人が考えていくことが大事であり、そのためにも弁護士の方々の専門知識がますます重要になると思った次第です。また、首都直下型等大きな震災も予想される中、弁護士の方々の被災地での経験を、今後に予防的に生かしていくことも重要だと思います。特に、東京のように地価が高く、地籍調査も進んでおらず土地も細分化されている場所で、災害時に権利関係の問題が起きたときにどうするのかを、想定し備えておくことが喫緊の課題だと考えます。

所有者不明土地問題は地方の問題ととらえられがちですが、都会特有の問題もあります。特にマンションの老朽化は大きな課題で、問題の構造としては所有者不明土地問題とほぼ同じではないかと思っています。また、都会に住む人の中には、地方の実家を相続したけれど、管理がままならず、相続登記もどうしようかと思っている人もたくさんいます。そうした方々に対して予防的に関与して法的に手助けをしていくことも、とても大きな役割ではないでしょうか。

この民法・不動産登記法の改正が実現した暁には、改正の趣旨や込められた思いを、専門家の立場から分かりやすい言葉でいろいろな方に伝えて、法律が生きたものになるようリードしていただきたいと思っています。

山野目：今日は弁護士の方々、集っていただき、ありがとうございました。私の方から、なぜという問い掛けのお話を2つ差し上げることになります。1つ

目のなぜは、法制審議会で設置された部会はなぜ民法・不動産登記法部会なのか、なぜ所有者不明土地問題部会ではないかでございます。

民法の中に940条という謎の規定があります。相続放棄をした者は次の順位の相続人が管理をすることができるようになるまで、管理を継続しなければいけないと定めている規定です。これは、兄貴が相続放棄をしたときに、次男とか近所に嫁いだ妹がすぐ駆けつけてきて管理するよというイメージのところでは機能したかもしれませんが、現代日本社会で人々は多様な家族の在り方、多様なライフスタイル、人生の在り方で生きていて、地域に密集した共同体は多くの場合に存在しなくなっています。自分が相続放棄をしたときに次の順位の人は誰なのか、どこにいるか、連絡がつくか、果たしてその人には相続を放棄しないで引き継ぐ意思があるかなど、分からないものです。

もっと根本的なことを言うと、なぜ相続放棄までしているのに親が残した使い手のない空き地、マンション、空き家を引き継いで管理をしなければいけないのでしょうか。940条という規定は親の世代のつけをよく考えないまま、次の世代に対して、重石を無造作に押し付ける規定にはなっていないのでしょうか。

空き家に関する特別措置法も附則の見直し期限が迫ってきます。次の世代に対し大きなストレス、負荷を与えないということに留意していかなければならないのではないのでしょうか。

940条を無理してワークさせれば所有者不明でない状態が続きますが、それでいいですかという現代日本社会のある1つの断面を問うているわけであり、必ずしも所有者不明土地問題ではない、それと隣接した問題も扱わざるを得ないという部会になって



います。

もう1つのなぜを申し上げます。本日のこの座談会のタイトル、「所有者不明土地問題の解決へ向けて——幻の「巨象」へ迫る——」。なぜ幻でしょうか。幻という言葉と嘘という言葉は異なります。所有者不明土地問題というものが存在しなくて、あの騒いでいる議論は嘘ですよと申し上げているわけではありません。

幻は、そこに何か見えるものがある、見えること自体は確かだけど、事の本質がその見えているものの向こう側にあるということを示している言葉です。

「虚」という字を書いた「虚像」というタイトルも、準備の段階で浮かんでいましたが、いや、嘘ではなく幻ではないですかというお話になってきます。

配偶者の暴力等を受けた人の登記名義について何か処置をしなければいけないという問題は、所有者不明土地問題でないとともに、実はそこに所有者不明土地問題よりもはるかに深刻な、その土地の上で暮らす人の人生を考えてあげなければならないという問題が控えています。

今日では、不動産の登記簿を見ると夫婦が共同で持分共有をしていて、住宅ローンを組むときにも夫婦が共同で、抵当権の設定の債務者になっている例は珍しくありません。もしこのカップルが離婚をし、その家を売却しなければいけないとなったときには、取引の各過程でのミーティングや取引に関わる様々な種類の場面で、当事者を会わせないようにしたり、互いの住所が分からないようにしたりする工夫を、法律家の智慧をもって施していかなけれ

ばなりません。この破綻を迎えたカップルに子どもがいるならば、その子どもの養育費のことをきちんと考えてあげなければ、我が国社会の貧困が再生産されることになります。

所有者不明土地問題が2020年国会でひと区切りをつけたならば、ぜひ弁護士会の方々に立ち上がっていただき、その幻の向こう側にある問題、高齢化社会の問題とか子どもの養育費の問題とか、それらに立ち向かっていただきたいと切に望みます。

そういう願いも込めて、主催者の皆さん、座談会参加の方々とご相談して、「幻の「巨象」へ迫る」というサブタイトルを付けさせていただいた次第であります。いろいろご教授をいただきましてありがとうございます。

岩田： 弁護士に向けてのエールをいただき、ありがとうございます。所有者不明土地問題が発生する要因として複数の事情が考えられ、民法・不動産登記法部会の議論で法改正が仮に実現したとしても、魔法の杖のようにこの問題がなくなるわけではないと思います。所有者不明土地問題につながる社会問題が複雑に絡み合っている今日において、その根本問題に取り組んでいかなければ問題解決にはつながらない、法制審議会の議論を注意深く見守りながら、日々の業務の取り組みの中で、小さな問題点や障壁を1つずつ取り除いていくことに貢献するという基本的なことを忘れてはならないと感じております。以上をもちまして、本座談会の討論を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

俳優

反町 隆史 さん

16歳でモデルとしてデビューし、今や、人気TVドラマシリーズ「相棒」の冠城亘役をはじめとして、誰もが知る俳優として、ご活躍中の反町隆史さん。一見、俳優と弁護士は全くの別業種のようですが、仕事に対する取り組み方は、かなり共通する部分があるように感じました。特に、反町さんの意欲的・挑戦的な生き方は、私たちにとっても、大きな参考になると思います。そして、何より家族を大事にし、2人のお嬢様の健やかな成長を願う父親としての姿も印象的でした。

聞き手・構成：志賀 晃，田中みどり



—— 2019年7月期のドラマ「リーガル・ハート〜いのちの再建弁護士〜」では、企業再生に携わる主人公の村越弁護士役を演じていらっしゃいましたが、弁護士役は初めてですか？

初めてです。再建弁護士というのは、弁護士の仕事の中でも少し特殊なものだと思いますが、「会社再生」というのは、そのストーリー自体が大きなドラマですね。それがこの仕事をお引き受けする理由の一つとなりました。

—— 原作者の村松謙一会員とは、お会いになりましたか？

はい。事務所に伺って、お話をする機会を頂きました。弁護士さんというと、固いとかとつきにくいと思われがちですが、村松先生は、全く違って、とてもフランクな方でした。とてもお話がしやすく、話をしているうちに、自分のことをすべてさらけ出して話してしまいそうだと感じました。一度、ゴルフも一緒に行ったことがありますよ。村松先生の事務所に飾ってあったプラモデルもすごかったですよ。

—— 実在の人物がモデルの場合の演技というのは、やはり難しいのでしょうか。

一般的に、実在の人物であっても、大河ドラマなどで歴史上の人物を演じたり、すでに亡くなった方を演じることは多いのですが、現在、ご活躍中の人物を演じる機会は少ないですし、私が演じる人物と、そのモデルとなっている実際の人物との距離感の取り方は、やはり難しいです。そのため、村松先生から伺ったお話や、あるいはオーラのようなものは、役柄を理解し、一つ一つ作り上げていくための大きなヒントとなりました。そして、第一話を見てくださった村松先生から、「すごくよかった。感動した」というお褒めの言葉を頂けたので、これでよかったのだと確信できました。

—— 先ほど、ゴルフの話が出ましたが、ゴルフは好きですか？ ゴルフ以外にも、どのようなご趣味をお持ちですか？

アウトドアが好きですね。ゴルフも釣りも好きです。琵琶湖のあたりに別荘があり、そこで自然を楽しんでいます。

—— ご家族も、一緒に別荘に行ったり、アウトドアの趣味を楽しまれることが多いのですか？

娘たちも部活などで忙しく、なかなか時間が合わないで、最近では、友人と行くことが多いです。でも、娘たちが小さいときには、家族でよく出かけていましたよ。

—— 2人のお嬢様がいらっしゃるとのことですが、お父様として、どのように接していらっしゃいますか？

よくいろいろなところで言っているのですが、父親として、彼女たちに何かプレゼントするならば、「健康な身体」ですね。彼女たちは、これから、いろいろな将来の可能性や選択肢に向き合わなければならないと思いますが、そのときに不可欠なのは、自分の力で立って歩いていくための体力や精神力であると思っています。ですから、健康な身体はとても大事ですし、健康に育ってくれることが一番の願いです。

そして、親としては、彼女たちがいかなる選択をしようとも、孤立させるようなことはせず、ずっと寄り添っていきたいと思っています。

—— ご自身の健康に対する意識も高いですね。

どのような人でも、生活するにあたって最も大切なのは、健康であり、身体ですね。身体を健康を保つことで、気力・精神力に繋がっていくと思います。私も、自分なりに極めていきたいなと思っています。

—— 具体的にはどのようなことをなさっていますか？

やはり、まず食べ物ですね。娘たちの健康のためにも、家族の口に入るものは、極力、オーガニックのものを選んでいきます。あとは、週3回から4回、ジムに通って、ウェイトトレーニング、水泳、ランニングなどをしています。

—— お仕事をするにあたって、やはりご家族の存在は大きいですか？

それはそうですね。家族がいるから、自分も頑張れるというのは、言うまでもありません。もちろん、私が妻や娘たちを励ますこともあれば、家族から私が励

まされることもあります。

よく言われることですが、妻は、自分のお腹を痛めて娘たちを産んでいますので、子供が生まれた瞬間から母親の顔になっていて、すごいなと思いました。父親である私は、出産には立ち会いましたが、明白に「父親になった」という意識というより、「何か不思議な感覚」という感じなんですよ。そのときの感覚は、今でも記憶にあります。でも、その不思議な感覚が、家族でさまざまな経験を重ねていきながら月日を経るうちに、一つの家族になっていくんだなということを、最近、しみじみと感じますね。

—— 次に、人気TVドラマシリーズである「相棒」について伺います。反町さんが「相棒」に出演をなさったのは、シーズン14からですね。長年にわたって続いているドラマで、新たな“相棒”になることについて躊躇や葛藤はありましたか？

5年ほど前にマネージャーから、「『相棒』の仕事の話が来ているのだけど、やってみないか」と言われたときには、躊躇というより、真剣に悩みました。ゼロから作るドラマならば、私もゼロからやっていけばいいのですが、「相棒」は、すでに国民的刑事ドラマとして高い人気を確立していましたし、その人気の一翼を担ってきた歴代の“相棒”の方々もいらっしゃる。そういうなかで、「新顔」として参加する自分がどこまで何ができるのだろうか、期待されている以上のことができるのだろうか、と考えてしまったのです。

でも、悩んでいるだけでは答えは出ませんね。最後の決断の決め手は、このドラマの主演である水谷豊さんが、私が出演した別のドラマでの演技を見てくださって、私を選んでくださった、ということですね。大先輩から、そのような言葉を頂けることは、やはり、自分にとっては非常に大きな意味のあることでした。それがきっかけで、杉下右京（編集部注・水谷豊氏が演じる「相棒」の主演）の“相棒”という大役をお引き受けし、自分なりに一生懸命考えながら、挑戦していくことを決断しました。

——反町さんが“相棒”になったシーズン14から、すでに5年目、シーズン18を迎えましたね。

はい、そうですね。最初から何年やると決まっているわけではないのです。シーズン14をやってみて、次にシーズン15を続けることになり、次は3年間はやってみようということでシーズン16になり、そして、今シーズン18です。がむしゃらに取り組み、年数を重ねていくうちに、見えてきたものもあります。

——シーズン14では、「相棒」の中では「新顔」の立場にあったと思いますが、やはりご苦労もあったのでしょうか。

「相棒」の製作チームは、主演の水谷さんを中心として、すでに15年近くやってこられています。もちろん、「相棒」というドラマに対する愛情も深いですし、出演者・スタッフ同士の信頼関係も強いです。特に水谷さんは、俳優としてのキャリア、知識、経験のすべてにおいて、私とは段違いです。正直、大先輩でいらっしゃる水谷さんが演じる杉下右京の“相棒”を務めるのは、精神的にも並大抵の努力では難しいと思います(笑)。私が一生懸命走っても、とても追いつくことなどできません。

でも、追いつくことはできなくても、少しずつ、近づくことができるのではないかと。1年目は1歩、2年目は3歩、3年目はできれば10歩とか。少しでも近づいていく努力をし、「『相棒』の仕事をやって本当によかった」と思える日が迎えられたらいいな、と。それができたならば、自分なりの挑戦の結果に納得ができるかなと思っています。そういう思いで一生懸命5年間やってきた感じですね。

——反町さんが演じていらっしゃるの、法務省出身の「冠城亘(かぶらぎわたる)」という役ですが、そのキャラクターのとらえ方も、シーズンを重ねるにつれて変わってくるものなのでしょうか。

いや、特には変わらないですね。歴代の“相棒”の方々も、それぞれ個性のある“相棒”を演じてこられました。特命係に新たな“相棒”がやってきて、

杉下右京という先輩との関係、そして、周囲の空気がどう変わっていき、特命係としてどう馴染んでいくのかも、このドラマの見どころだと思います。そして、冠城亘は、法務省出身ということで、仕事能力が高い人物設定であると理解しています。そのため、「杉下さんから仕事を任せてもらえる冠城亘」を意識して演じています。

——ドラマとか映画は、長期間にわたり、多くの方々が関わって作り上げていくものだと思いますが、時には、人間関係が難しいこともあるのでしょうか。

そうですね。当然ですが、個人プレーとは全く違います。人間同士ですから、お互いに、好き嫌いの問題はあります。それは、どんな仕事でも同じですよ。でも、ドラマでも映画でも、皆で協力しなければ作品は出来上がりません。そして、その一つのもので作り上げていく過程においても、皆で喜びを分かち合うことが大事であると思っています。仮に、人間関係上、何らかの違和感があったとしても、その違和感は封じて、意識的によいところを見て前に進んでいくようにしています。それが、チームの一員としての自分の役割ですし、また、自分自身への成長に繋がるとも思っています。

——仕事の選び方はどのようになさっていますか？

今回は「いい人」を演じたので、次は「悪い人」をやってみようかな、という気持ちになることはありますが、お仕事の話は、時々タイミングもありますので、お話が来たときに考える、という感じでしょうか。

もちろん、自分としては、いろいろな役柄に挑戦してみたい部分もあります。ただ、自分がこれまで作り上げてきたイメージというものもあり、そのイメージと全く違う仕事に来ることはほとんどありません。でも、その一定のイメージの中でも、ほんの数パーセントかもしれないかもしれませんが、自分なりに、少し変化をつけてみたり、新しいことに挑戦してみたりはしています。

—— 挑戦的に仕事に取り組んでいるように見受けられます。

私は、先輩に声をかけられて16歳のときにモデルになりました。当時、特にやることもなかったですし、稼げるかな、と思って（笑）。ちょうどモデルブームのときで、私が所属したモデル事務所にも、特にやることもないからモデルになったという子たちがたくさんいました。

こういうときに、みんなが、「やりたい」と言って手を挙げる仕事は、かっこよくて、クオリティが高い仕事です。それは当たり前ですよ。逆に、条件が悪かったり、かっこ悪い仕事は、誰もやろうとしない。それは、自分のプライドの問題もありますし、自分の価値が下がるかもしれないという不安が出てくるからだと思います。私も、若い頃はそうでした。

でも、だんだん、かっこ悪い仕事であっても、仕事として来たものはやらなきゃいけないと思うようになりました。その仕事を引き受けてみることで、もしかしたら、次に繋がる何かがあるんじゃないか、と。もちろん、本当にこの仕事を引き受けてよかったのかなと不安に思うことだってありますよ。でも、とにかく、何が何でもルールの上に乗ることが大事。ルールの上で、時速50kmで走るのか、100kmも出せるのかは、自分がいかに努力をするかにかかっていますが、それ以前に、ルールの上に乗っていなかったら、大量に燃料を入れようが、車両をピカピカに磨こうが、前に走ることさえできませんよね。だから、今も、私はそういう気持ちをもって、「とにかくやってみる」ということをとても大事にしています。「相棒」でも同じです。そして、やってみた結果、さらにいろいろなものが見えてきます。これも、すべてが私の経験であり、財産となっています。

—— いくら芝居とはいえ、他人の人生を演じることは、大変ではないですか？

映画やドラマでは、演技手側は、自分の気持ち、というか、魂を入れなければ、リアル感を出すことは

できないと思っています。気持ちが入らなければ何をやってもダメですね。

たとえば、「相棒」のような刑事ドラマでは、毎回1時間という枠の中で、刑事役が犯人と直接対決しなければならぬシーンが必ずあります。そのときに犯人と話すのは杉下右京がメインで、冠城亘は、横にいたり、ちょっと話をしたりするだけのときであっても、その場にいるだけでも疲れてしまいます。でも、それだけ演技に気持ちが入っているということでもあるんだと思いますね。

—— 最後に、弁護士に対するメッセージがあればお願いします。

弁護士さんは、依頼者の方からの相談を受けて、依頼者の気持ちに寄り添う仕事だと思います。それは、自分の気持ちを依頼者に寄せるという意味では、役者と似ている部分があるのではないのでしょうか。しかも、弁護士さんは、裁判の場面や相手方との対決の場面では、冷静を装わなければならないときもあると思います。

内心の感情では怒りまくっていても、平常心を保っているような冷静な顔をしなければならない。そういう面では、全く職種は違いますが、弁護士さんの仕事を自分なりに理解できるような気がしていますし、本当に大変な仕事だなと思います。

どんな人でも、人生ではいろいろなことが起こります。そういう時に身近に相談できる人は必要です。何か困ったときに、「あ、この先生に相談に行こう！」と脳裏に浮かぶ人が、弁護士さんだと思います。

プロフィール そりまち・たかし

1973年埼玉県生まれ。学生時代からファッションモデルとして活動。1994年、テレビドラマ『毎度ゴメンなさい』で俳優としてデビュー。以降、話題のドラマや映画、CMに多数出演。2015年10月からテレビ朝日『相棒』シリーズで4代目相棒役を務める。2019年、テレビ東京ドラマBiz『リーガル・ハート〜いのちの再建弁護士〜』で主演。主な出演作品にテレビドラマ『ビーチボーイズ』『GTO』『限界集落株式会社』、映画『男たちの大和-YAMATO』『蒼き狼〜地果て海尽きるまで〜』他。

2020年 東京弁護士会 新年式

総務委員会委員長 遠藤 常二郎 (39期)

本年の東京弁護士会新年式は、2020（令和2）年1月10日午前10時30分からクレオで開催された。



当会の篠塚力会長から年頭の挨拶がなされ、続いて来賓として出席された菊地裕太郎日本弁護士連合会会長、木澤克之最高裁判所判事、森まさこ法務大臣の名代として出席された金子修司法法制部長、垣内正東京地方裁判所所長、曾木徹也東京地方検察庁検事正がそれぞれ祝辞を述べられ、在会50年、90歳、永年勤続職員として表彰される方々と、第34回東京弁護士会人権賞の受賞者に対して、お祝いの言葉を寄せられた。

在会50年表彰では10名、寿齢90歳表彰では6名（重複表彰1名含むため合計15名）が出席された。被表彰者を代表して福家辰夫会員からご挨拶を頂いた。

第34回東京弁護士会人権賞は、特定非営利活動法人OurPlanet-TVが受賞された。同NPO法人は、社会的弱者、少数者の視点から独自番組を制作し、インターネットで配信している。また、特定の企業や行政等からの広告収入に依存することなく、独立性の高い運営を行っている報道機関である。

特に福島県の東京電力福島原発事故については、福島県が行っている「県民健康調査」等をはじめ、被災者の視点に立って継続的な取材を行い、原発被災者の権利救済、さらには放射線被ばくや研究倫理等に対するリテラシー向上につながる活動を展開されてきた。このような活動は、まさに在野の人権活動に光を当てるものとして今回東京弁護士会

人権賞の受賞に至った。受賞後、同法人を代表して、代表理事の白石草氏が受賞の挨拶を述べられ、受賞の喜びとともに現場の取材の状況など臨場感をもってお話しされた。

式典終了後、引き続き開催された新年祝賀会には多数の会員が参加した。恒例の清酒の鏡開きに始まり、最後は若松巖常議員会議長の華やかな万歳三唱で閉会となった。

本年の新年式は例年に比較して参加者がやや少なく、総勢約174名であったが、祝賀会においては、会員同士、和気あいあいと和やかに歓談することができ、新年のスタートを飾るに相応しい当会の行事であった。



読売巨人軍をお呼びして ブラッシュアップ研修会報告

骨髄等提供同意立会特別委員会研修員 真鍋 敬治 (71 期)

骨髄等提供同意立会特別委員会は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という）からの要請に基づき、非血縁者間における骨髄移植または末梢血幹細胞移植について、そのドナー候補者の最終同意に立会う「立会弁護士」の派遣業務を行っています。

立会弁護士は、3年に1回新規登録講習または登録弁護士用の「ブラッシュアップ研修会」を受講することが登録維持要件となっており、本年度のブラッシュアップ研修会は2019年11月20日に開催されました。今回は、読売巨人軍で選手・コーチとして活躍された鈴木康友氏と株式会社読売巨人軍の営業企画部の横田直道氏にご講演頂きました。

鈴木氏は、長嶋監督のもと、読売巨人軍の内野手としてご活躍されました。1992年に引退された後は、コーチとして後身の指導や野球解説に従事されていましたが、2017年の夏、血液の難病「骨髄異形成症候群」と診断され、2018年に臍帯血移植を受けられました。そのご経験を元に、ご講演頂きました。

鈴木氏の講演は、第一声「〔臍帯血移植によって）O型からA型に変わりました鈴木康友です」との話から始まり、ノック10本で息が切れるようになり病院に行ったところ血液検査で即入院となったこと、グラウンドに復帰させるというT病院のT医師との出会いから臍帯血移植を決意したこと、などのお話を頂きました。ドナー登録を迷われている人には、鈴木氏自身も救われたように、それにより救われる人がいるということを認識して欲しい、とレシピエントだからこそいえる感謝と後押しの混ざったお言葉を頂きました。

横田氏からは、元同軍投手の上原浩治氏を筆頭に、株式会社読売巨人軍はかねてから骨髄バンクを支援してきた



ことなどのお話に加え、ご自身が実際に骨髄を提供された経験等についてお話を頂きました。横田氏がドナー登録した当初、周囲には反対されたが、ご自身に迷いはなかったこと、提供が決まりレシピエントが移植前処置（全身放射線照射などによりレシピエント自身の免疫を抑制する処置）に入った後は、自らが事故を起こさないようにプレッシャーがかなり大きかったことなどをお話し下さいました。また、骨髄採取時にドナーに重篤な障害が生じた例はほとんどなく、このことを広く世間に知ってもらうこともドナー登録者を増やす後押しとなるのではないか、などのご提案も頂きました。

研修会後半では、立会経験弁護士間で立会同意の際の経験を共有し、これについて議論しました。

ブラッシュアップ研修会は、今回のように骨髄等移植について患者、ドナーの経験者などからお話を伺ったり、医学的知識について医師の講義を受けるなどしているものです。今回、レシピエントとドナー双方のお話を同時に頂戴することができ、非常に有益な機会となりました。

「映画を観ながら死刑について考えるシンポジウム」報告

死刑制度検討協議会副座長 神谷 竜光 (67 期)

本協議会は、日弁連の福井宣言を受け、会内の議論の活発化を目指し、2019年11月6日に、「映画を観ながら死刑について考えるシンポジウム」を行った。

1 シンポジウムの構成

シンポジウムは、法務大臣を経験した平岡秀夫弁護士（第一東京弁護士会）を話し手、筆者を聞き手とした死刑制度に関する概略的講演を行い、その後、『HER MOTHER 娘を殺した死刑囚との対話』の上映を行った。

2 平岡弁護士の講演について

平岡弁護士は、現在、日弁連の「死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部」顧問で死刑廃止派としても知られているが、民主党政権時代の第88代法務大臣となった当時は、死刑廃止論者ではなかった。ただ、法務大臣を経験し、死刑囚の死刑執行を命じるかどうかで死刑制度について考え、結果的に執行をせず、その後も考え続けた結果、死刑廃止派としての考えを固めるに至った。ここでは特に、法務大臣時代の法務官僚とのやり取り、その後の選挙区での出来事を記したい。

平岡弁護士は、2011年に法務大臣就任後、「死刑執行を考えてみたら」ということになり、法務官僚に、「今、死刑執行に最もふさわしいと思う人の記録を持ってきてほしい」と伝えた。そして、法務官僚は、平岡弁護士が死刑執行に積極的でないことを踏まえ、再審申立もなく、世間的な話題も集めなかった2名の確定死刑囚の記録を持ってきた。平岡弁護士は、記録を精査するとともに、省内会議を行ったが、「EUであれば死刑で命を奪われることはない。日本にいるから死刑執行されるというのは、如何なものか」と考え、この2名の死刑囚の死刑執行を認めなかった。

法務大臣離任後、安倍晋三議員（当時）が選挙期間中の自民党候補者への応援演説で、平岡弁護士が死刑執行しなかったことを捉えて、「犯罪者に優しく、被害者に冷たい人」と非難したという。結局、平岡弁護士は2012年の総選挙で落選している。また、選挙区では、当初は平岡弁護士を応援していた人達から、「死刑廃止を言うなら、もう

応援できない」と言われたこともあった。

3 上映映画について

映画についての直接的な内容の言及は、ネタバレになるため避けたい。以下、筆者の雑感を記したい。

本映画では、殺害された娘の被害者遺族として、母親と父親がいる。そして、これらを取り巻く母親の親族、死刑囚である娘の夫とその母親という人間関係がある。

筆者は、この登場人物それぞれが、死刑制度を取り巻く議論のスタンスを象徴しているように感じられた。母親は、事件の真相を求め、死刑囚の死刑執行を止めてほしいと考えるようになる。父親は、一度は宗教的な赦しを求めつつも、死刑囚に対する死刑執行は追及する。そして、母親の親族は、直接の被害者遺族ではないが、殺人者は死刑であるべき、被害者遺族が死刑を求めないのはおかしいという“世間”の意見を表していると感じられた。

4 結び

時の法務大臣の態度などが誰が死刑執行されるかの選別に影響しうること、そして死刑を執行するかどうかという人命の問題が政治利用されることの是非は、死刑存廃を考える上での直接の考慮要素ではないかもしれない。しかし、このような生々しさが死刑制度に付きまとうことは認識する必要がある。

また、日本では、世論調査によって死刑制度が肯定されており、その主な理由として被害者遺族の感情が挙げられることがある。しかし、この映画を通じて、被害者遺族というのが決して顔のない抽象的なものではなく、それぞれがそれぞれの考えを持つ生身の人間として考えられなければならないことを強く意識させられた。

映画の主人公の母親は、決して死刑“廃止”派ではない。しかし、母親が、映画の最後に、自分の親族に述べるセリフは、“世間”の死刑存置の考え方に冷水を浴びせるものではないかと強く感じた。そのセリフについては、会員の皆様におかれましても、ぜひ、この映画を鑑賞の上、確認してもらえればと思う。そして、一度は立ち止まって死刑制度について考える機会を持っていただきたい。

2020年度 東弁役員等選挙 次期会長は 富田秀実会員

2020年度東弁会長、副会長、監事、常議員及び日弁連代議員の選挙が1月27日（月）に公示されたが、いずれも定員以内の立候補に留まったため、予定していた不在者投票および投票は行われなかった。

当選者は、会規により2月7日（金）午後4時の経過と同時に確定し、確定後、役員当選者の当選証書交付式が2階講堂「クレオ」で行われた。

同日に行われた日弁連会長選挙には、武内更一候補（東弁所属）、及川智志候補（千葉県弁所属）、荒中候補（仙台弁所属）、山岸良太候補（二弁所属）、川上明彦候補（愛知県弁所属）の5人が立候補した（届出順）。なお、今回の選挙結果により3月11日に荒候補と山岸候補による再投票が行われることになった。



2020年度新執行部

東弁役員選挙結果

■ 会長選挙 当選者（無投票）

富田 秀実（34期）

■ 副会長選挙 当選者（無投票・立候補届出順）

村田 智子（48期）

木村 英明（46期）

田島 正広（48期）

吉村 誠（47期）

深沢 岳久（49期）

箭内 隆道（53期）

■ 監事選挙 当選者（無投票・立候補届出順）

豊崎 寿昌（48期）

鈴木 敦士（51期）

※ 常議員、日弁連代議員名簿は
LIBRA4月号に掲載予定

2019年11月18日開催 東京家庭裁判所委員会報告

「少年審判手続における付添人の活動等について」

東京家庭裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 相原 佳子 (43 期)

1 はじめに

今回のテーマは「少年審判手続における付添人の活動等について」でした。付添人に関する法整備も少しずつ整い、付添人が就任する事件の割合も多くなっています。ただ、一般的に、付添人の存在や、付添人活動は知られていない状況であろうと思われます。特に、成人の刑事手続と異なる少年審判手続や、付添人には弁護士以外でも一般人が就任できること等も知られていません。そこで、東京家庭裁判所は、民間人も付添人として少年の更生に尽力している事例を紹介したいという趣旨で、上記のテーマを選定したとのことでした。

2 事例紹介

はじめに少年事件担当裁判官から少年審判手続の概要が説明され、付添人が関与する場面、つまり、観護措置、審判、試験観察といった局面における弁護人的役割活動や少年事件に特有の付添人活動について概括的な説明がありました。

その後、東京家庭裁判所少年友の会の会員から、活動報告がありました。同会員は、児童養護施設を出た後、職や住居を転々とし、食事に困って食品を万引した18歳男子少年の保護者代わりとして、付添人になった事例を報告されました。同事例では、他にも弁護士付添人が選任されており、弁護士と共同して、裁判官、調査官等と問題意識を共有して活動を実施したとのことです。このケースでは、審判で試験観察（補導委託）の決定が出され、最終の審判では保護観察処分となったということですが、付添人活動として、両親を知らないで育った少年の保護者代わりに寄り添い、少年の帰住先として、NPO法人等を通じて居住を確保できる職場を探す等を実施したことから、少年の反省も深まるとともに将来への展望が開け、少年の更生に寄与できたことが報告されました。

3 試験観察と補導委託

その後、質疑応答になり、まず、市民委員から試験観察や補導委託について質問がありました。これは、少年事件手続独特の制度であり、試験観察は中間段階の決定であり、在宅と補導委託の2つの種類があり、

在宅では少年は家庭裁判所の調査官の指導に服し、補導委託では、家裁によって見守り教育することが期待できると判断されている補導委託先が一定期間少年を預かり、少年の生活の立て直しを支援し、その状況によって最終審判がなされることが説明されました。

4 付添人の実情

また、付添人の実情についての質問も出されています。現時点では少年鑑別所における観護決定が出されたいわゆる身柄収容の少年の95%には弁護士付添人がつくようになっていますが、観護の措置が取られていない在宅の少年には、大半付添人が選任されていないことは問題ではないかという意見もありました。ただ、これは家裁送致される事案の大半は自転車窃盗などであり、適切な注意によって再犯等には至らないことから、その場合までも、必要ではないと考えているとの説明がありました。

なお、弁護士付添人について、日本弁護士連合会の委託援助事業により、弁護士の負担で多くの件数を担っている事実を、弁護士委員の方から市民委員に説明しています。

5 付添人の依頼について

学校教育を担当している市民委員からは、ご自身の担当する高校では事件を起こした少年についても退学にするのではなく、できるだけ寄り添うようにしているとのお話があった後、今回のテーマである付添人について、どの段階でどのように依頼することができるのか等のご質問がありました。これに対しては、通常の刑事事件の弁護士依頼の他、家庭裁判所に少年が送致された段階で担当裁判官から伝えられるとの説明がありました。

6 むすび

いずれにしろ、子どもたちの更生のための活動においては、家庭裁判所や弁護士、矯正機関といった司法、行政担当者のみならず、民間人の理解や協力が重要であり、付添人活動は多方面の関係者の協力を可能とする活動でもあると感じた委員会でした。

第48回市民会議が、「裁判員制度施行10年を迎えて」というテーマで行われた。

当会の裁判員制度センター榊原一久委員長代行から、(1)裁判員制度とは何か、(2)施行からの10年の運用状況、(3)制度導入までの流れ、(4)なぜ裁判員制度が導入されたのか、(5)刑事司法改革推進への期待、(6)裁判員制度導入に際しての弁護士会の活動、(7)裁判員裁判導入による変化、(8)今後の課題等について説明があり、その後、意見交換が行われた。

本稿では、榊原委員長代行からの説明の要旨及び市民会議委員から出された意見を紹介する(発言順)。

榊原：裁判員制度が始まってから本年(2019年)5月21日でちょうど10年となった。施行からの10年間の運用状況としては、裁判員裁判の件数は1万1000件を超え、裁判員候補者名簿登載者は266万4306人となっている。

裁判員制度が導入された理由は、国民の司法参加とともに、これによって刑事司法の改革を推進するという期待が大きかったのではないかと思う。裁判員制度導入によって、刑事裁判は大きく変化したというのが、多くの裁判官、検察官あるいは弁護士が感じているところであると思われる。

従前の刑事裁判は精密司法と言われて、およそ犯罪にかかわることは全て大量の証拠で証明しようとしていた。裁判員裁判では、犯罪が成立すると判断できる必要な範囲に証拠を限定しようという核心司法へ変わった。これは、公判中心主義を採るためには、大量の証拠を見ることはできないし、証拠調べに長い時間をかけることもできないため、提出する証拠を限定しようという方向性からきている。公判前整理手続が行われ、証拠開示もされるようになり、刑事裁判は公判中心主義に変わりつつある。公判中心主義によって自白調書の重要性も以前に

比べれば低くなってきているし、取調べの可視化が一部進められたのも裁判員制度導入によるところが大きい。

人質司法と言われていた点に関しても、勾留率は、裁判員裁判を導入する前の平成20年では66.6%だったのが、平成30年には62.6%に落ちている。保釈率については、裁判員裁判の対象となる重大事件で、裁判員裁判導入前は4.5%だったのが裁判員裁判においては10.7%と高くなっている。検察官の勾留請求を裁判官が認めない率も高くなっていて、東京だと10%を超えていると思われる。

今後の課題としては、弁護人の弁護技術、すなわち裁判員裁判の公判でどのような弁護活動をするか、あるいは裁判員裁判を見据えて、被疑者段階及び公判準備段階でどういう弁護活動をするかが重要になる。裁判員に対するアンケートでは、弁護士の説明は分かりにくいという意見が検察官に比べると多い。それは、検察官が有罪の立証をかなり固めてきているところで主張をする厳しさなど、いろいろな要素があると思うが、弁護人としての研鑽を積んでいかなければならないと考えている。

津山：裁判員裁判が始まる前の年に、裁判員裁判制度を広めてほしいと、検事総長が私どものところにやってきた。その際に、裁判員制度について「小さく産んで大きく育てる」という話をしていたが、私たちメディア側からすると、「小さく」というのは、非常に制約が多い制度であると理解していた。それは、当該事件の裁判員が誰か分からず、裁判員との接触が禁止され、一番大きいのは裁判員に守秘義務があるということである。後々、制度や運用が見直されていくのではないかと考えていたが、そういう方向に進んでいないのが現実である。

最高裁の大谷長官は、先日の記者会見で裁判員

出席者・市民会議委員

(9人)

*敬称略

*肩書は2019年7月16日現在

磯谷	隆也	(一般財団法人ゆうちょ財団監事)
江川	紹子	(ジャーナリスト)
逢見	直人	(日本労働組合総連合会会長代行)
岡田	ヒロミ	(消費生活専門相談員)
後藤	弘子	(千葉大学大学院社会科学研究院教授)
田中	常雅	(東京商工会議所副会頭)
津山	昭英	(朝日新聞社顧問)
長友	貴樹	(調布市長)
山本	一江	(消費生活専門相談員)

制度は比較的順調に進んでいると述べていた。弁護士会にとっても、保釈率が上がってきたとか、人質司法が解消されてきたなど、本来の刑事裁判のあり方に近づいてきたと評価できる面は確かにあるのだろう。しかし、一方で裁判員候補者の辞退率が上がってきている。裁判員経験者からは「よい経験になった」という感想が多いことには違和感がある。裁判員によい経験をしてもらうという制度では本来ないはずだ。主体的に統治に参加するという意識が進んでいないのではないかな。

裁判員の負担軽減という話があったが、弁護士会として、あまり負担軽減ということを書いてしまうと、結局は審理が十分に行われないことに繋がって、一番大事な被告人の権利を守ることができなくなってしまう恐れがある。石巻3人殺傷事件では、裁判員裁判において犯行時に少年であったケースとしては初の死刑判決が出されたが、報道によると、裁判員は、少年だということを全く考えずに審理しましたと話している。仙台弁護士会の人たちが後に批判していたが、少年の成育歴に対する意見を述べる時間が30分しか与えられなかったということだ。恐らく裁判員の負担軽減からくる時間制限であったのではないかなと思う。弁護士会としては、被告人の人権を守るため、むしろこうした点を問題としてもらいたい。

市民感覚を取り入れるというのが、被害者の被害感情、それと社会の報復感情が市民感覚という言葉に置き換わっているのではないかなという懸念を持っている。その検証を阻んでいるのは、実は守秘義務の壁であると思う。弁護士会には、是非守秘義務の壁を破ってもらいたいと考えている。

江川：裁判員裁判が始まってから、傍聴取材をしていて一番感じるのは、裁判員裁判に限らず、裁判長が非常に時間を気にするようになったということであ

る。とにかく短く時間内に、というふうになっている。つい先日も、裁判官が、弁護人の尋問が予定より5分延びたことにクレームを述べていた。だらだらやっていて延びたのなら仕方がないが、見ている限りはそのようなことはなかった。そうした時間ばかり気にしている裁判官に関しては、個々の裁判ではなかなか意見を述べにくいと思うので、弁護士会として、時間内に終わらせることなく、審理の内容を充実させるよう要望してほしいと思う。

石巻3人殺傷事件で、一番大事な成育歴に関する意見が30分しか言えなかったということは、公判前整理手続の段階で既に時間配分が決まってしまうのであろう。こうした面で、公判前整理手続が非公開になっているのはよくないと思う。法律上は公開してはならない、ということではないはずである。全部を公開しろとまでは言わないが、弁護士会としては、公判前整理手続をもっとオープンにせよと言ってよいと思う。

裁判員裁判に参加した感想について聞くと、「やってよかった」という回答が多いということであるが、これは長い審理の後で、ようやく判決という成果が出て、高揚感が最大になったときに聞いているからであろう。アンケートをやるならば、むしろ同じような事件の裁判員にもう一度選ばれたらやりたいですか、という聞き方がよいのではないかな。

保釈率が上がっているということであるが、否認事件か自白事件の区分だけでなく、どの段階で保釈されたのか、つまり起訴の直後なのか、それとも公判前整理手続が終わった後なのかなど、弁護士会から裁判所に対し、もう少し細かいところまで統計を出すように求めている。裁判員裁判に限らず、どの段階で身柄が解放されているかというのは、もう少し細かく出せるはずなので、それを出すことは要求してほしい。

これからの課題としては、裁判員裁判の再審についても考えた方がよいのではないか。現在、裁判員裁判の第1審判決を高裁がひっくり返しただけで大騒ぎになっている。とすれば、再審はよりハードルが上がる。遠からず、裁判員裁判で有罪判決が出た事件で再審請求が起きるはずである。例えば、再審請求審も裁判員裁判形式でやるということなどを弁護士会の中で研究して、提言などしていけたらよいのではないかと思う。

専門家によるチェックも必要ではないかとの意見について、その意味では控訴審がその役割を果たすものであるが、第1審の裁判員裁判で判決を受けて、そもそも控訴しないとか、控訴しても取り下げちゃう被告人もいる。例えば、裁判員裁判については、少なくとも控訴審は必ずやるべきという提言をしていく必要もあるのではないか。特に死刑事件では、第1審だけで確定すると裁判員は自分たちの判断だけで死刑が執行されたということになり、心理的な負担も大きくなる。裁判員の負担軽減については、時間面よりもむしろそちらの方向で考えるべきではないかと思う。死刑事件に関しては、そもそも特に慎重な審理を要するという意味も合わせて、控訴審を必須としていくべきである。

山本：第1審の裁判員裁判による判決が、高裁で破棄されることが問題となっている。高裁で破棄されて地裁に差し戻されると、再び裁判員裁判となるが、裁判員の構成は同じではなく、全く別の裁判員になるとのことである。裁判員の構成が異なることが、結果に大きく影響するという事例も出てくるのではないか。

後藤：裁判員に対するアンケートで、法廷での説明の分かりやすさという項目において、弁護人の説明

が分かりにくかった、という回答の割合が、例年検察官の約3倍となっている。この割合はここ10年くらいほぼ変わっていない。そこを分かりやすくしようという努力を弁護士会はしているのか。研修プログラムがあって、講師の経験などを伝えているとのことであるが、研修が充実したことによって、経験値が上がればアンケートの結果も変化すると思う。研修が、裁判員にどう伝えるかという観点で、分かりやすく伝えることを目的としているのであれば、分かりにくさが減らないと意味がないのではないか。

検察側の被告人は悪いという主張は分かりやすいけれども、弁護人のそうではないという主張は、それ自体説明が難しく分かりにくいものになりがちであるという意見については、私としてもそう思うが、弁護人の技術を上げていく必要はあるのであり、そのための機会を提供するのは、弁護士会の役割である。裁判員裁判を担当する弁護士には、毎年の研修を義務化するという方向性も必要ではないか。

長友：裁判員裁判制度について、第三者の視点とか一般国民の常識を取り入れるということは時代の潮流からすると当たり前であることは、地方公共団体としても同じ感覚を持っている。すなわち、行政不服審査法により、我々の行政手続や処分が適正かどうかということは常にチェックされているし、オンブズマン制度やパブリックコメント条例を作って、そうした意見の反映も行っている。こうした制度をより順化させ、深めていくべきであることは当然だと思う。

市の職員がどれくらい裁判員の対象になっているのか知りたいと思って調べてみたところ、公民権等の行使に関する休暇を毎年数人が取得していることが分かった。ただ、それが裁判員ということで休暇の取得をしたのかどうかまでは確認できない。

裁判員を経験した国民は少しずつではあるが増えているであろうところ、その経験が共有できていないと感じる。裁判所の主催で、裁判員経験者の意見交換会が行われているということであるが、今後は弁護士会も意見交換会を主催できればよいのではないか。その際には、やはり守秘義務というものが壁になるのであろう。守秘義務は厳然と今後も残るだろうけれども、この制度をもっと生かし、公判などでの問題点を改善していくためにも、守秘義務の範囲など変えるべきものは変えていくべきである。

磯谷：裁判員制度がスタートしたときに、3年後に見直すという話があった。今回10年目を迎えて、恐らくまた15年後にも同じような総括をしているのではないかと思うが、辞退率などについても、現在の状況がそのまま看過されていくのではないかという危機感を持つ。

それについては、経験が共有されていないことが問題だと思うが、やはり守秘義務というものが非常に大きな壁となっている。守秘義務により、裁判員がどう思っているかとか、経験による意識の変化や、法曹の三者がそれぞれどう評価しているかというところが、なかなか生きてこないのではないか。

裁判員制度がスタートしたとき、多くの裁判官は賛成していなかったと思われるが、今、若い裁判官がどう評価しているかとか、検察官はどうなのかというところや、携わっている弁護士の方たちがそれぞれの課題について、どう評価しているかというところは、もう少し明確に知りたいと思う。そして、それを総括して、法教育に結び付けるということが非常に重要ではないだろうか。裁判員制度というのは、法教育の素晴らしい、一番適切な教材ではないかと思うので、もう少し具体的な総括ができて、対外的にも話せるものが出てきてもよいのではないか。

少し意外だったのは、弁護士でも裁判員裁判に携わっているのは本当にごく一部の方だけで、ほとんどの方々はそんなに関心を持たなくなってきているのではないかということである。法曹を志す学生や子どもたちが少なくなっているという話であるが、裁判員裁判について、弁護士の活躍の場が増えているということがきちんと伝わって、法教育の中でも取り扱われていけば、変わってくる部分もあるのではないかと思う。

田中：裁判員裁判について、制度全体としてどう機能していくかという検証が必要なのではないかと思う。精密司法から核心司法へというような言い方をされていたが、私が一番気になるのは、精密司法から「心証的な司法」に変わる可能性があるのではないかということである。例えば、証拠をそろえて論理的に審理するというやり方に対して、一般人である裁判員が入ることで、ある程度大ざっぱにやろうというふうの流れで、公判が証拠や論理ではなく裁判員の心証に左右されるようになっていく可能性があるのではないか。プロが判断するのがよいのか、国民の一般常識が判断するのがよいかということになるが、果たして国民の一般常識がどこまでそうしたことを判断できるのか。今はマスコミが事件についての報道を朝から晩までやっていたりするが、そうした報道による情報に晒されている国民の一般常識というのが、どこまでそれに耐えられるのかという疑問もある。司法改革、制度改革をやればよいということだけではなくて、それを受け入れていく社会の成熟度などもかかわってくる。制度だけではなくて、それが本当に機能するのか、プロのチェックが必要な場合もあるのではないかなど、検証をしながらやっていくということが大事ではないかと感じている。

松本少年刑務所・甲府刑務所 見学記

松本少年刑務所

刑事弁護委員会委員
金谷 達男 (69期)



右から5人目(前列)が筆者

2019年11月11日午前、松本少年刑務所を見学した。

1 沿革

前身は西堀の獄で、明治16年に松本監獄と改称した。その後2度改称し、大正15年に現在地に移り、昭和17年に現名称に改称した。

2 桐分校・桐教室

松本市立旭町中学校桐分校は、昭和30年に本刑務所内に開設され、刑務所内にある全国で唯一の中学校である。桐分校では、全国の刑務所から義務教育未了の受刑者を募って中学校教育を行っており、TVドラマ化もされている(「堀の中の中学校」：オダギリジョー主演)。また、昭和41年に開設された、桐教室では、松本筑摩高校の協力を得て、通信制高校教育が行われている。受刑者の社会復帰に大きく寄与している。

3 受刑者

- (1) 20歳未満で少年院への収容を必要としない犯罪傾向が進んだ少年受刑者(JB指標)、26歳未満で犯罪傾向が進んだ受刑者(YB指標)が主に収容されている。収容定員は414名だが、収容者数は逡減し、現収容者数は169名である。
- (2) 財産犯が46%で1番多く、22.5%の凶悪犯、6.3%の粗暴犯と続く。入所回数は、1回目73.3%と最も多く、平均回数は1.4回であり、最多回数は9回である。仮釈放率は60%であり、仮釈放者の刑の執行率は85.9%である。最近3年以内での仮釈放者数は30名である。暴力団関係者は収容されていない。

4 処遇

- (1) 入所時に処遇調査が行われ、処遇要領が作成される。作業には、木工(ネズコ等の木曽五木を使用)・印刷・洋裁・金属等がある。また、一般改善指導・特別改善指導に加え、桐分校・桐教室での教科教育がある。
- (2) また、仮釈放に近い受刑者には、刑務所職員の立会いなしで外で作業をする、外部通勤作業が認められている。

彼らの再犯率は低く、平成25年から問題は起きていない。

5 日常生活

- (1) 7時起床・アルプス体操(本刑務所独自の体操で激しい運動を伴う。「堀の中の中学校」にシーン有り)・朝食、7時50分作業及び授業開始、12時昼食、16時30分作業等終了、17時夕食・余暇時間・クラブ活動、21時就寝(桐分校生・桐教室生は22時就寝)である。
- (2) 手紙は、年間約1万4千件あり、不許可は80件ある。図書は、毎年購入され、蔵書数は約1万3千冊である。小説が多く、漫画はない。
- (3) 入浴は週3回である。運動は毎日行われ、ソフトボール大会、運動会もある。囲碁・将棋はあるが、ゲームやカラオケ設備はない。

6 懲罰

懲罰者数は、年190名である。多い順に、怠役、物品不正授受、抗命である。保護室は、年間使用30件、30名に対し使用され、平均使用期間は1.9日である。手錠の使用は年1件のみで、捕縄や拘束衣は0件である。

7 見学

- (1) 全体的に明るく、随所に絵画が掲げられている。
- (2) 自動車整備工場では、設備も充実しており、整備士国家資格3級の合格者を年に1~2名輩出している。
- (3) 集団房の定員は6名だが、実際は1~3名が収容されている。私物入れ・TV・扇風機もある。
- (4) 校庭は広く、体育館では、運動の他、講演や入学式等も行われる。
- (5) 受刑者が投書できる意見箱(刑事施設視察委員会のみが開けられる)が5ヶ所にある。

8 最後に

桐分校等を有する本刑務所の見学は、非常に貴重な機会となった。丁寧に施設案内をして頂いた、刑務所職員には大変感謝をしている。受刑者の更生・社会復帰を願って、見学を終了した。

甲府刑務所

刑事法対策特別委員会委員
神谷 竜光 (67 期)



前列右から2人目が筆者

2019年11月11日午後、甲府刑務所を見学した。

1 甲府刑務所の施設と見学

甲府刑務所では、単独室、刑務作業を行う工場、共同室、グラウンド、水耕農場、静穏室・保護室を見学した。その途中には、給水塔があり、甲府にちなんで、信玄菱が象っていた。

また、水耕農場は、次のような最新の農業技術が用いられていた。構造は巨大な円の中心から端まで、円周に沿って、何列にも苗が植えられるようになっている。そして、まずは円の中心に一番近い円周に苗を植え、1日ずつ外周に放射状に広がりながら近づいていき、60日で外周に到達したときには、収穫できるようになるという。「刑務所で作ったレタス」として、販売しているということであった。ただ、残念ながら、この最新の農業技術の経験が就労につなげられる現状にはないということであった。

ほかに、甲府は暑いため、各工場には熱中指数計が設置されており、夏の暑い工場では、塩・水パックなど熱中症対策をしているということであった。

2 甲府刑務所の概況

甲府刑務所の施設の概況については、所長より説明がなされた。

甲府刑務所は、B指標（執行刑期が10年未満で犯罪傾向が進んだ者）、F指標（日本人と異なる処遇を必要とする外国人）、I指標（禁錮刑を受けた者）の男性受刑者を収容している。F指標の外国人は、日本語が理解できる外国人を集めているため、日本語の理解はできており、日本人と同じ房に収容しているということであった。収容定員は、少し小さい600名（受刑者500名、未決拘禁者100名）である。見学当日は、受刑者314名、未決54名の合計359名で、60%程度の収容率であった。受刑者の数は、減少傾向にあるということであった。図書に関する司書はいないという。

3 刑務所の高齢化

刑務所全般で問題になっている受刑者の高齢化について

は、全国平均が18%であるのに対して、甲府刑務所では14%と全国平均よりは低い。しかし、甲府刑務所でも高齢者が多くなっているため、一つの工場に集め、畳の上で刑務作業をさせたりしているということであった。医療スタッフは、外科の医師、薬剤師、正看護師4名がいるということであったが、認知症の専門的な判断などができる医師はおらず、器質性の精神疾患が疑われるときなどには外部の精神科医などに依頼するというところであった。

4 出所後の就労支援

甲府刑務所の特徴としては、就労支援として、採用面接会を開始したことである。他の刑務所同様、出口支援に力を入れていたが、なかなか採用内定者が増えなかったため、一般企業と同じように、ブースを作り、30分ごとに入れ替わり、何社か面接をできるようにした。そうしたところ、55件の採用内定が出るような盛況さであった。この方法を採用前の平成30年度では155件の内定（但し重複している者がいるため実質半分程度）が出たが、この採用面接会を行ったところ、見学当日の数値では、84件の内定が出る場所となり、前年度を超えうる状況となった。さらに、刑務所職員同行の上、刑務所外での職場体験を初めて行ったということである。外部通勤については、検討中であるが、まだ行っていないということであった。

仮釈放については、ここ数年、50%弱で、執行率は90%弱であった。帰住調整の難しさに苦慮しているということであった。

5 最後に

甲府刑務所では、山梨県更生保護女性連盟の会員が、再犯防止の願いを込めて「母の鈴」を作り、出所者に渡すようにしている。出所者の9割が持って行く。

再犯をしないという気持ちと、就労先といった環境調整ができて初めて再犯防止は達成できると思われる。この両面のサポートがより進むことを祈りつつ、見学を終えた。

セミナー

「クラウドサービス等の利用による弁護士業務の効率化」

若手会員総合支援センター委員 舩田 正 (63 期)

若手会員総合支援センターの主催により、2019年11月6日、弁護士会館にて、「クラウドサービス等の利用による弁護士業務の効率化」と題するセミナーが行われたので、その概要をご報告する。

第1部 クラウドサービスとセキュリティ

講師：舩田正委員

1 当委員会で、Google 日本法人、日本マイクロソフト株式会社、Dropbox Japan株式会社、株式会社Box Japanを訪問し、「弁護士情報セキュリティガイドライン」の「ウェブサービスを用いてデータを取り扱うときは、①その運営者が規約等で利用者に対し第三者への情報提供をしないことを保証していることを確認し、保証していない場合には当該サービスを利用しないこと、②同サービスの利用を停止するときは、当該サービスで保管しているデータを確実に消去することなどが強く推奨される」との規定と各社サービスとの抵触の有無等を調査した結果を報告した。

2 Googleは「無償版はデータをビジネスに活用するのが前提」「ガイドラインの『第三者への情報提供をしないことを保証』する規約はなく、今後もその旨の規約を定めることはない」「商用利用のライセンスは利用停止後も存続するため、利用停止してもデータが確実に消去されるとは言えない」とのことであった。他方、有償版ではデータを第三者へ提供することはなく、データが削除されれば180日以内にシステムからデータを削除する旨保証しているとのことである。

他3社は、無償版・有償版に関わりなく、データを第三者へ提供することはなく、また、サービスの利用終了後は削除するとのことである。

第2部 弁護士業務に役立つ便利ツール

講師：高橋喜一弁護士（第二東京弁護士会）

クラウドサービス等の便利ツールを業務に活用している高橋弁護士から、実践例や下記のような便利ツールをご紹介頂いた。



1 TEPRA PRO SR5900P (キングジム)

PCやスマホからLAN経由でテプラに印字できる。

2 P-Touch QL700 (ブラザー)

単票の宛名ラベルをPC等からLAN経由で印刷できるプリンタ。

3 EP-50CN (マックス)

A4紙に電動で正確に2穴パンチする機械。不揃いでも自動で整理してくれる。

4 PASHABO シリーズ (プラス)

ホワイトボードをスマホで撮影するとトリミングしてカラーJPEG画像化。専用WBが必要なので買換え困難であれば、Adobe Scanでも代用可。

5 ScanSnap SV600 (PFU)

書籍等をスキャンする機材。発送郵便物を並べ、撮影すると自動でPDF化かつOCR処理してクラウドへ保存してくれる。OCR処理済なので、過去の郵便物を検索できる。発売元は東京都弁護士協同組合の特約店なので、組合員特別価格で購入可能。

6 トミカタウン「つながる道路」(タカラトミー)

交通事故相談の際に、事故状況を正確に聴き取るのに便利。

7 防音用イヤーマフ (アマゾンほか)

集中して起案をしたいときに、周囲の音をシャットアウトしてくれる。

8 サイボウズメールワイズ

メールに「処理済」等のフラグやコメント等をつけられるツール。メールの見落とし防止効果が期待できる。

9 チャットワーク

チャットツール。導入企業がどんどん増えている。

10 登記簿図書館

不動産、商業登記情報の「名寄せ」ができ、ブルーマップも無料で使える。

11 ネットプリント

コンビニでワードファイル等を印刷可。弁護人選任届等を留置場所近くのコンビニで印刷して差し入れることも可能。

12 郵便追跡サービス

内容証明等の配達状況をメールでお知らせしてくれる。



木澤克之判事(写真中央)を囲んで

2019 年度 広報委員会市民交流部会の活動紹介

広報委員会 副委員長・市民交流部会 部会長 沖 陽介 (65 期)

1 はじめに

広報委員会の市民交流部会では、毎年、一般公募による約30名の「市民メンバー」に向けて様々な企画を実施しています。

2019年度は、現在までに、刑事裁判傍聴、弁護士との懇談会、府中刑務所見学、早稲田大学大学院法務研究科（ロースクール）見学、最高裁判所見学及び東京地方検察庁見学を実施し、今後は民事裁判傍聴を含めた東京地方裁判所見学や裁判員体験企画を予定しています。

当部会は、これらの企画を通じて、弁護士がどのように司法に関わっているのかを市民メンバーに伝え、弁護士を身近な存在として認識していただくことを目的としています。

以下では、本年度に実施した企画をいくつかご紹介いたします。

2 刑事裁判傍聴

6月に実施した刑事裁判傍聴では、東京地方裁判所の公判事件を見学しました。

本年度の傍聴事件は大麻取締法違反事件と覚せい剤取締法違反事件であったところ、市民メンバーからは、被告人は本当に反省していたのだろうか、弁護人はなぜあのような主張をしたのか、検事の求刑は妥当なのかなど、ざっくばらんな感想や疑問が数多く寄せられました。

弁護士が被疑者・被告人の弁護人としてどのような考え・理念に基づき、どのような活動をしているのかについて市民メンバーが理解を深める機会になりました。

3 早稲田大学大学院法務研究科（ロースクール）見学

10月に実施した早稲田大学のロースクール見学では、ロ

ースクール制度の概要や早稲田大学のロースクールの特色などについて説明を受けた後、実際の授業を見学しました。

また、早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所所属の弁護士の方々にもお時間をいただき、受験勉強時代から弁護士になれるまでのご経験についてお話しいただきました。

4 最高裁判所見学

11月に実施した最高裁判所見学では、大法廷などの施設を見学した後、本年度は当会ご出身の木澤克之判事に、市民メンバーから事前に集めた質問にお答えいただく貴重な機会を得ました。

木澤判事には、判事としての日々の仕事のこと、なぜ判事になろうと思われたのか、弁護士の業務との違い、判事になられてからの普段の生活のご様子など多岐にわたる事項についてお話しいただきました。

また、毎年恒例となっている判事を囲んだ写真撮影も行いました（上に写真掲載）。

5 末尾に

当部会の企画にご参加いただいている市民メンバーからは、弁護士は堅くて相談しにくいというイメージがあるという意見が毎年寄せられます。

そして、当部会に所属する委員は、弁護士に対してそのようなイメージを抱いてしまっても必要ときに相談できないという人たちを少しでも減らし、弁護士による法的サービスを社会に広めていきたいという想いを持って活動しております。

当部会は、月に1回程度のペースで企画を設けておりますので、ご興味がありましたら当部会の活動にぜひご協力いただければ幸いです。

知っておきたい

2019 年 LGBT ニュース

LGBT法務研究部

部 長 大畑 敦子 (53 期)

事務局長 石部 享士 (55 期)

部 員 鈴木 敦悠 (61 期)

部 員 加藤 拓 (70 期)



本ロゴマークは、当部で任意に作成したLGBTフレンドリー弁護士を示すマークである。

2019年10月、当会は、任意団体「work with Pride」が策定した職場における性的少数者への取組の評価指標「PRIDE指標」において、最高評価である「ゴールド」を受賞した。この機会に、弁護士が知っておきたい2019年LGBT関連ニュースを紹介したい。

必見！

1 裁判関連ニュース

①性同一性障害者の性別変更のための要件として「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」を求める性同一性障害特例法3条1項4号の規定に関し、現時点では、憲法13条、14条1項に違反しないとした決定。憲法13条違反の疑いが生じていることは否定できないとの補足意見が付された（最決平31.1.23）。②同性カップルは事実婚に準ずる関係に当たり、法的保護の対象になることを前提に、不貞行為をした元パートナーに損害賠償を命じた判決。憲法24条は同性婚を否定する趣旨ではないとも言及されている（宇都宮地判令1.9.18）。③戸籍上は男性だが女性として勤務する性同一性障害者の経済産業省の職員に女性用トイレの使用を制限したことは違法であるとして、国に損害賠償を命じた判決（東京地判令1.12.12）。

行政への期待も高まっている！

2 行政関連ニュース

【同性パートナーシップ制度】同制度は2015年4月に初めて渋谷区で設けられたが、2018年末時点では9地方自治体で導入されるにとどまっていたところ、2019年に入ってから導入する地方自治体が急増し、12月5日の時点では31地方自治体が導入するに至っている。また、同制度の内容も多様化し、公正証書の有無を選べるもの（中野区）や同性カップルだけではなく異性カップル（事実婚）を含めるもの（横浜市）等が登場。今後の導入を検討している地方自治体も

多数あり、更に拡大することが予想される。

【性別欄廃止】近年、性自認が一致しない者等に配慮し、印鑑証明書の性別欄を廃止する自治体（武蔵野市、国分寺市等）や一部の職員採用選考の申込書から性別記載欄を削除する自治体（杉並区、世田谷区等）が増加、性別欄廃止の動きが高まっている。

早期の立法を！

3 同性婚関連ニュース

【海外】2001年にオランダで初めて同性婚が承認されて以来、2019年9月時点で28の国・地域で承認されるに至っている。2019年5月には台湾にてアジアで初めて同性婚が承認された。

【日本】2019年2月以降、同性婚を認める立法の不作為を理由に全国で国賠訴訟が提起され、現在審理中である（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）。6月には野党3党の議員が同性婚を認める民法改正案を衆議院に提出し、7月には日弁連が同性婚が法律上認められていないことは重大な人権侵害であるとして法改正を求める意見書を公表した。

社会的問題へと発展！

4 企業・メディア関連ニュース

【企業】企業等（地方自治体や各種団体含む、以下同じ）にパワハラ防止対策を義務付ける指針が厚生労働省の審議会で採択された。「SOGIハラ（性的指向や性自認に関するハラスメント）」や「アウティング（本人の性的指向や性自認を第三者に勝手に暴露すること）」がパワハラであるとみなされ、2020年6月（中小企業は2022年4月）以降、全ての企業等に防止施策の実施が義務化される（措置義務）。

【メディア】①Twitterの投稿でボーイズラブ作品のブックサイトの紹介文に「禁断の」「のぞいてみたい」と記載したこと（朝日新聞社）、②番組内で飲食店の顧客に執拗に性別を確認したこと（読売テレビ）、③トランスジェンダーの方の画像に「珍 女性のような男性」とのテロップをつけて放送したこと（テレビ山口）、が社会的に非難され、放送倫理違反や謝罪へと発展した。

協力をお願いします！ 安否確認！

～防災グッズプレゼント当選者インタビュー～

東京弁護士会災害対策委員会

災害対策・東日本大震災等復興支援委員会 副委員長 貞弘 貴史 (56 期)



当会では、2013 年度から、毎年 3 月と 9 月に会員の安否確認テストを行なっています。こちらは、災害時の安否確認がスムーズに行なわれるよう、年 2 回ご協力をお願いしているものです。

平成 31 年 3 月の安否確認テストでは、ご協力頂いた方から抽選で 10 名の方に防災グッズをプレゼントするキャンペーンを行っており、当選された荻野明一会員に高岡当委員会委員長と共に防災グッズをお届けしました。



防災グッズを渡す高岡委員長(右)と受け取る荻野会員(左)

—— 当選おめでとうございます。早速震災との関わりについてお伺いしたいのですが、阪神・淡路大震災のときはどちらにいらっしゃいましたか。

阪神・淡路大震災のときは、弁護士 4 年目ぐらいで、亀岡の親戚の家にちょうど泊っていました。そこ自体は大きな被害はなかったですが、ちょうどその日に東京まで戻らなければいけない用事があった。自動車で戻ったのですが大渋滞でした。自衛隊にもすれ違いました。空襲映画をみているようでとても印象的だったことを覚えています。

—— それは大変な思いをしましたね。東日本大震災のときはどうでしたか。

東日本大震災のときは、池袋の公設事務所にいました。その日は事務所に泊まりましたが、家族と電話が繋がりませんでした。後からわかったのですが、私の依頼者で豊島区役所に宿泊した方もいらっしゃったようです。

—— そのころ、司法研修所の教官もされていましたよね。

そうです。私は東北地方担当ではなかったのですが、東北担当の弁護教官は大変だったらしいです。司法修習生も修習を通常どおりやれるのか心配で、教官が来てくれてうれしかったと話していたようです。

—— 災害時は様々な心配ごとが生じますが、それ以上に人の絆を感じるときかもしれませんね。何か支援活動などはされましたか。

弁護士会の被災地相談で、相馬に 2 回ほど相談に行きました。それを経験して思ったのは、常設相談所の必要性でした。当時は東京電力の賠償金の支払いが始まった直後で、東京電力への請求書の書き方がわか

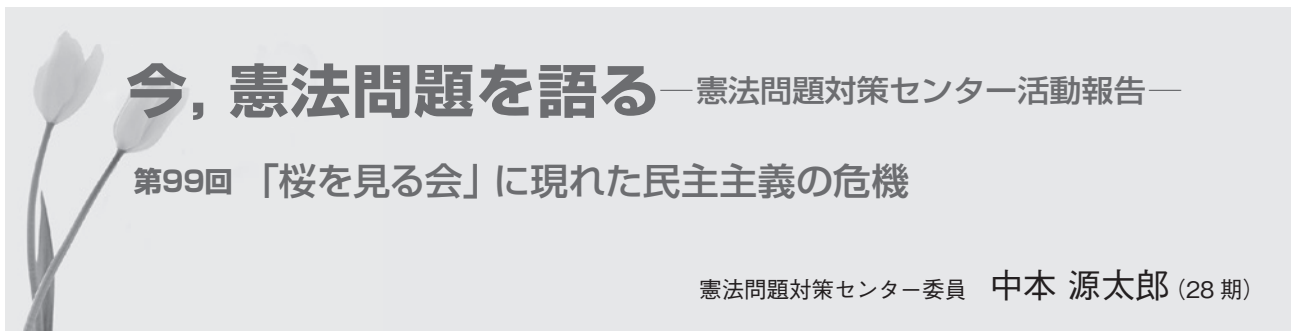
らないという方が多く相談に来ていました。その場でお教えするのですが、それで全部解決できるわけではないですね。継続して相談できる場所が必要だと思いました。

—— 原発問題に限らず、災害時のようなイレギュラーな状態だと、常に新しい悩みごと、心配ごとが起きますからね。被災者が安心できるよう、災害時の常設相談所というのは確かに必要ですね。ところで、今回安否確認テストプレゼントキャンペーンということで、防災グッズをお届けしていますが、安否確認についてはどのように思っていますか。

いいことだと思います。例えば今、震災があったとして、当番弁護士や相談センターの担当弁護士が業務対応できなくなった場合、交代要員がすぐに見つかるのかは気になりますね。民事もそうですが、刑事弁護はできるだけ早く被疑者・被告人のところに行きあげべきだと思います。弁護士会が会員の安否を確認するのはその前提として必要なものですからね。市民のために、さっと代役が見つかる体制を作ってもらいたいです。

—— 貴重なご意見ありがとうございます。次回も是非ご協力ください。お忙しいところ、ありがとうございました。

今回当選された荻野会員は、司法研修所の刑事弁護教官をされていたこともあり、災害時の刑事弁護についてとても関心を寄せられていました。被疑者・被告人の人権擁護を災害時においても貫徹することの重要性を改めて感じる一日となりました。安否確認テストは、2020 年 3 月にも行う予定ですので、是非ご協力をお願いします。



今、憲法問題を語る—憲法問題対策センター活動報告—

第99回 「桜を見る会」に現れた民主主義の危機

憲法問題対策センター委員 中本 源太郎 (28 期)

昨年（2019年）4月に安倍首相主催で実施された「桜を見る会」については、①財政法32条違反（本来は各界で功労・功績のあった人を招いて慰労することを目的とするにもかかわらず、首相や与党議員の関係者・後援者ら1万8000人が招待されて予算額の3倍を超える税金が支出されたこと）、②公職選挙法199条の2違反（首相や与党議員の地元後援者を「桜を見る会」で無料で飲食させたことや、首相の後援会の前日のホテルでのパーティー（前夜祭）の参加費用が通常の高額の半額以下であったことは、寄附に当たり得る）及び政治資金規正法21条違反（ホテル側がその差額分を負担したとすれば違法献金に当たり得る）、③政治資金規正法12条違反（前夜祭をホテルで開催しながら、その収支が安倍晋三後援会の政治資金収支報告書に一切記載されていないこと）等、数々の違法性と行政の私物化が問題とされ、昨年の臨時国会のみならず通常国会でも引き続き追及が行われている。

しかしながら、このような「桜を見る会」自体の違法性も問題であるが、この問題が発覚した時点で、国会議員から資料請求を受けたその日に内閣府が招待者名簿をシュレッダーにかけて廃棄し、バックアップデータも「最長保存期間の8週間で自動的に削除した」として復元しようとししていないことは、公文書管理法6条及び7条違反であるばかりでなく、憲法的観点からも、国民の「知る権利」を侵害し、民主主義の根幹を揺るがす問題である。

すなわち、「桜を見る会」は多額の税金が投入される公的行事であるから、後の検証に備えて招待者名簿は1年以上の期間保存すべきである。それにもかかわらず、招待者名簿は2018年4月以降に保存期間が1年から1年未満に短縮されており、あまりにも短い。しかも、2013年～2017年度分招待者名簿は「行政文書ファイル管理簿」への記載すらしなかった違法（同法7条違反）を官房長官が認めるに至っている。そのような状況にある中で、2019年4月13日に開催

された「桜を見る会」の招待者名簿を、1か月も経たずに同年5月9日に内閣府が敢えてシュレッダーにかけて廃棄したことには、意図的な理由の存在を疑わざるを得ない。また、バックアップデータは、組織共用のために電子データとして保存されるのであるから行政文書そのものであり、自動削除は許されないし、また、技術的に復元できないはずがない。政府の一連の説明は、招待者名簿を出すことによる不都合（首相や政治家個人枠の招待者や反社会的勢力の招待が発覚することによる政治的打撃）を隠蔽しようとするためとの疑念をぬぐえない。

そもそも公文書は、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」（公文書管理法1条）であり、しっかりと作成・管理され、政治過程の情報が公開されることは、民主主義の根幹をなすものである。政府や行政機関の行動、特に税金を投入してなされる行事については、主権者たる国民が常にチェックし検証できるよう、公文書が適切に管理され国民に開示されることが重要で、そのような制度的保障が必要である。それにもかかわらず、そのような公文書が政府や行政機関によって恣意的に管理・廃棄され、主権者たる国民に対して検証の資料として提示されないならば、国民の「知る権利」を侵害することは明らかで、民主主義の理念にも反するものである。

この恣意的で不当な公文書管理の問題は、「桜を見る会」の名簿破棄のみならず、森友学園問題にかかる財務省と学園側との交渉記録や自衛隊の南スーダン派遣の日報などが隠蔽されようとした問題と軌を一にしているとも言え、国民の「知る権利」を侵害し、民主主義の根幹を揺るがし、近代立憲主義を蔑ろにするものである。「桜を見る会」の真相と問題点は今後も究明が続けられるべきであるし、速やかに前記諸々の違法行為の是正がなされ、公文書が政府や行政機関の恣意を排除して適切に管理され必ず国民による検証を受けられるような制度を構築すべきである。

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第36回 セミナー「次期会社法改正のポイントと実務対応 ～会社法改正法案の内容を踏まえて～」の報告

男女共同参画推進本部委員 菊地 初音 (60 期)

1 はじめに

当会の男女共同参画推進本部会外プロジェクトチームは、女性社外役員候補者名簿の周知を兼ねて、定期的に弁護士及び一般の企業法務担当者を対象にした会社法実務セミナーを開催している。今回は前回に引き続き、塚本英巨弁護士（第二東京弁護士会）を講師にお迎えし、次期会社法改正のポイントと実務対応をテーマとして、2019年10月31日に講演会を開催した。

2 研修の内容

(1) 改正会社法の概要

2019年秋に国会に提出された会社法改正案を踏まえた実践的な解説が、詳しく行われた。上記改正案は、同年12月に可決・公布され、原則として公布の日から1年6月以内の政令で定める日から（例外として株主総会資料の電子提供制度の創設等の一部の改正については、公布の日から3年6月以内の政令で定める日から）施行されることになっている。^{*1}

① 株主総会資料の電子提供制度の創設

ペーパーレス化が進む社会情勢に伴い、株主の個別の承諾を得なくとも、株主総会参考書類等を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、当該ウェブサイトのアドレス等を書面で株主に通知する方法（電子提供措置）により、これらの書類を株主に提供する（原則として株主に書面で交付する必要がなくなる）制度が創設された。

② 取締役の報酬規制の整備

上場会社等の取締役会は、取締役の個人別の報酬等に関する決定方針を定めなければならないこととし、同時に、上場会社において取締役に報酬として株式を発行等する際に、金銭の払込み等を要しないものとされた。

③ 会社補償・D&O保険に関する制度の整備

役員等が責任追及を受けるなどした場合に生じた費

用等を株式会社が補償すること及び役員等のために株式会社が締結する「D&O保険」（「役員等賠償責任保険」）について、会社法上の規律が導入された。

④ 社外取締役の活用等に係る制度の整備

監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）であって株式について有価証券報告書の提出義務を負うものは、1名の社外取締役の設置が必須となった。

(2) 研修の感想

株主総会資料の電子提供制度は今後の総会運営を大きく左右するとみられ、受講者は一様に、講師の説明に熱心に耳を傾け、メモを取っていた。

3 女性社外役員候補者名簿について

男女共同参画推進本部では、女性会員の業務拡大に向けた方策の検討を日々行っており、希望する女性会員を社外役員候補者として登録する名簿を整備している。セミナー当日も、当本部より当該名簿の告知を行ったところ、受講者が熱心に聞く様子が見られ、女性社外役員への関心の高さが窺われた。

当本部では、女性社外役員候補者名簿がより各企業の目にとまり、より利用しやすいものとなるように名簿記載事項の見直しやホームページ上での公開も検討しており、外部の人材コンサルタント会社に提供することも含めた同名簿の有効な活用を進めている。人材コンサルタント会社担当者からも、「2020年に30%の女性役員の登用は政界からの具体的な数値目標でもあり、各企業も女性役員の比率は、強く意識しているようである」という言葉があり、社会からのニーズが高まっているともいえる同名簿提供事業の更なる充実化は、当本部としても急ぎの課題であると考えている。

*1：法務省ホームページに詳細がある（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00001.html）

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第82回 横浜地裁平成31年3月26日判決

(日産自動車事件／労働判例1208号46頁)

自動車メーカーの課長職について管理監督者性が否定された事例

労働法制特別委員会委員 坂本 貴生 (67 期)



第1 事案の概要

本件は、自動車メーカーであるYに勤務していたAが、執務中に倒れ、脳幹出血で死亡したところ、Aの配偶者で相続人であるXが、Yに対して、未払い時間外勤務手当等の支払いを求めた事案である。

Yは、キャリアコース別等級制度の適用対象者を統括・管理するために、部課長層を置いており、N1職は部長職であり、N2職は課長職である。Yの従業員は、平成28年3月末時点で2万2471人であり、N2職は、1700名前後である。

Aの所属していたダットサン・コーポレートプラン部には、N1職のプログラムダイレクター (PD)、N1職の次席プログラムダイレクター、N2職の2名 (Aを含む)、スタッフ2名の合計6名が所属していた。N2職のマネージャーが、担当車種の投資額と約束する収益率の提案を作成し、各部門の長からファンクションリプライ (製品原価等の数字についての約束) を取り付けるが、PDが、商品決定会議 (以下「PDM会議」という) において、CEOに対して、同提案を説明し確約する (以下「コントラクト」という)。また、コントラクトの進捗の確認などを行うプロダクトコンペティティブネス・マーケティングプラン・プロポーザル会議 (以下「PCMPP会議」という) では、マネージャーは、議事運営や報告、未達の責任者に対する求釈明等を担当していた。

なお、その後の異動先である日本LCVマーケティング部におけるA (N2職) の管理監督者性も争われているが省略する。

第2 主な争点

Aの管理監督者性

第3 判決要旨

一部認容 (Aの管理監督者性を否定)。

1. 判断基準

労基法上の管理監督者に該当するかどうかは、①当該労働者が実質的に経営者と一体的な立場にあるといえるだけの重要な職務と責任、権限を付与されているか、②自己の裁量で労働時間を管理することが許容されているか、③給与等に照らし管理監督者としての地位や職責にふさわしい待遇がなされているかという観点から判断すべきである。

なお、Yは、行政解釈 (昭63.3.14基発150号) を根拠に、④ライン管理職と同格以上の位置付けとされていること、⑤経営上の重要事項に関する企画立案等の業務を担当しているとの要件があれば、管理監督者に該当する旨主張したが、④は、③と同趣旨をいうものと解されるから、①から③とは別個の独立した要件・観点というよりも、そこでの考慮要素として判断すれば足りる。⑤は、①の観点の検討の中で考慮される一つの要素にすぎないとした。

2. 職責及び権限

マネージャーは、新しい車両の投資額及び収益率を決定するPDM会議に出席する立場にあったが、PDM会議で実際に提案するのは、PDであって、マネージャーが企画立案した提案も、PDが了承すること、PDM会議で、マネージャーが発言することは、基本的に予定されていないことからすれば、PDの補佐にすぎないから、経営意思形成に対する影響力は間接的である。

また、マネージャーは、ファンクションリプライを取り付ける権限を有していたが、管理職でない者も、

ファンクションリプライを取り付けていたのであるから、この権限は、管理監督者該当性を基礎付ける権限であるということはいえない。

さらに、マネージャーは、収益に影響がないファンクションリプライを裁量で変更することができたが、収益に影響がある際には、コントラクトを再提案して、CEOの決裁を得る必要があったのであるから、マネージャーの権限は、限定的であったといえる。

他方、マネージャーは、PCMPP会議への関与の度合いは、PDM会議と比較して高いが、マネージャーの職務は、経営者側で決定した経営方針の実施状況について、経営者側に現状の報告をし、その経営方針を実施するための支障となる事象の原因究明の報告をしているにすぎず、経営者側と一体的な立場にあるとまで評価することはできない。

3. 労働時間の管理

所定労働時間は、午前8時30分から午後5時30分（休憩時間1時間）であったにもかかわらず、Aは、午前8時30分よりも遅く出勤し、午後5時30分より早く退勤することも多かったが、遅刻、早退により賃金が控除されたことがないことからすれば、Aは、自己の労働時間について裁量を有していたと認めることができる。

4. 待遇

Aの基準賃金は、月額86万6700円又は88万3400円で、年収は1234万3925円に達し、部下より244万492円高かったのであるから、待遇としては、管理監督者にふさわしいものと認められる。

5. 結論

以上からすれば、Aは、自己の労働時間について裁量があり、管理監督者にふさわしい待遇がなされて

いるものの、実質的に経営者と一体的な立場にあるといえるだけの重要な職務と責任、権限を付与されているとは認められないところ、これらの諸事情を総合考慮すると、Aが、管理監督者に該当するとは認められない。

第4 検討

管理監督者の定義や判断基準を明示した最高裁判例はないものの、下級審裁判例では、管理監督者の該当性につき、概ね①職務の内容、権限及び責任の程度、②労働時間の裁量の有無、③待遇の内容・程度の3つの要素を総合的に考慮して判断されており、本件裁判例も同様である。また、本件裁判例は、労働時間の裁量があり、給与面でふさわしい待遇を受けていたとしても、職務の内容と責任から管理監督者性を否定しているという意味で、①の点を最も重視しており、この点も従来の裁判例と同様である。

本件事案の特色の一つは、従業員約2万2400人の大企業において、従業員全体の7%にすぎない課長職の管理監督者性を否定した点にある。もう一つの特色は、行政解釈上、スタッフ管理職も、⑦経営上の重要な企画立案等の職務を担当し、④ライン管理職と同格以上に位置付けられている場合には、管理監督者にあたるとされているところ、本件裁判例は、⑦は、上記①の観点の検討の中で考慮される一つの要素にすぎず、④は、①から③の考慮要素として判断すれば足りると明示した点である。

本件は控訴されているものの、本件裁判例は、全従業員に対する管理職の割合を問題とせず、スタッフ管理職に関する行政解釈との違いが明確にされた点で今後の参考になるものであり、企業における管理監督者の範囲の見直しの参考にもなると思われる。

東と弁往來

第68回 法テラス多摩法律事務所 ～都市部で働くスタッフ弁護士～



会員 長谷川 翼 (69期)

2016年12月に弁護士登録し、東京弁護士会に入会。
弁護士法人東京パブリック法律事務所にて1年間養成を受ける。
2018年1月より法テラス多摩法律事務所にて勤務。現在に至る。

法テラス多摩法律事務所
(東京都立川市)

1. 「司法アクセス」の問題の解消のために

(1) 法テラス多摩法律事務所

現在、私は、東京都立川市にある法テラス多摩法律事務所（以下「当事務所」といいます）にて執務しています。当事務所のある立川市は多摩地域の中でも比較的大きな市です。最寄りの立川駅は複数の路線が乗り入れる多摩地域のターミナル駅です。このような都市部に私たちスタッフ弁護士が配置されているのは、「司法アクセス」問題の解消のためです。

(2) 都市部に潜む「司法アクセス」問題

「司法アクセス」問題と聞くと、「ゼロ・ワン地域」のような司法過疎地を思い浮かべる方が多いかもしれません。立川市には、市内だけでも約200人の弁護士がおり、いわゆる司法過疎地ではありません。しかし、このような都市部にも「司法アクセス」問題は潜んでいます。この問題に気付いたのは、養成を受けた東京パブリック法律事務所での経験がきっかけでした。

弁護士登録後の最初の1年間、私は、東京パブリック法律事務所（通称「東パブ」）で養成を受けました。東パブは、東京弁護士会の支援を受けて設立された、都市型公設事務所です。東パブに来る方は、手持ちのお金が数十円になるまで飲まず食わずで我慢していたり、大怪我をさせられるまでDVを耐えていたり、なかなか「弁護士にたどり着けなかった人」ばかりでした。弁護士にたどり着けなかった理由は、人それぞれでした。ある人は高齢や病気・障害、貧

困や言葉の違いでした。またある人は弁護士の敷居の高さでした。

このような、周囲に弁護士がいても相談に結び付かない状態こそが、都市部に潜む「司法アクセス」問題です。私たちには、都市部にいる「弁護士にたどり着けなかった人」を減らすことが求められています。

(3) 「弁護士にたどり着く」ために

当事務所に赴任後、私は、関係機関、特に自立相談支援機関との連携を進めてきました。現在、自立相談支援機関には、軽度の知的障害や発達障害、精神疾患の疑いのある方など、多くの「弁護士にたどり着けなかった人」が相談をしています。そして、そのうちの多くの方が、債務や養育費の不払い等、法的に解決可能な問題を抱えています。現在、このような方を対象に、1カ月に1回、巡回相談を行っています。

このような活動の結果、現在では、私の受任事件の依頼者のうち、半数以上の方は何らかの障害等（疑いも含む）のある方です。また、3分の1ほどは、病院や施設、ご自宅等へ出張して打合せを行う必要のある方です。

2. 「多摩地域の刑事弁護の担い手」として

(1) 法テラス多摩法律事務所と刑事弁護

また、当事務所には、「多摩地域の刑事弁護の担い手」としての役割も期待されています。

被疑者国選制度が始まる際、多摩地域では、人口

に比して弁護士の数が少なかったことから、当事務所は、「多摩地域の刑事弁護の担い手」となることを期待され設置されました。このような経緯から、当事務所に所属するスタッフ弁護士は、東京三弁護士会多摩支部との間で覚書を締結しており、被疑者・被告人国選弁護については約4～6倍、裁判員裁判対象事件の国選弁護については約1.5～3倍の頻度で配点を受けています。そのため、当事務所のスタッフ弁護士だけで、多摩支部管内の被疑者・被告人国選弁護事件全体の約6～7%を受任しています。その他、当番弁護士等の他の名簿にも登載されていることから、当事務所のスタッフ弁護士は、常時10件前後の刑事事件を受任しています。

(2) 刑事事件で出会う「弁護士にたどり着けなかった人」

当事務所に赴任後、私は、「弁護士にたどり着けなかった人」に、刑事事件の依頼者としても出会うことになりました。失業し家賃が払えず、立退きを求められ、強盗をしてしまった方、自力では生活保護を申請ができず、空腹に耐えかね、食べ物を盗ってしまった方などです。そして、このような依頼者の多くには、何らかの精神疾患や知的障害等の疑いがありました。

このような依頼者の抱える課題を整理し、環境を整え、適切な処分や判決を獲得することも、多くの刑事事件の配点を受け、「弁護士にたどり着けなかった人」に出会う可能性が高い私たちに求められている役割です。

3. 複合的な課題の解決のために

(1) 「弁護士にたどり着く」だけでは解決できない

しかし、「弁護士にたどり着く」だけでは、依頼者の抱える課題の解決はできません。

Aさんは学校中退後、仕事が見つからず、両親の援助を受けて生活をしていました。両親の財産が底をつくと、残りわずかな貯金を持って実家を出ました。しかし、すぐにその貯金も無くなりました。困ったAさんは、お金を貸してもらおうと市役所に相談に行き、生活保護を受給することになりました。生活保護受給後、Aさんには多額の債務があることがわかりまし



左：事務所周辺の様子
右：法テラス多摩法律事務所

た。担当ケースワーカーの紹介で、Aさんは法律相談に来ました。

受任後、Aさんには軽度の知的障害があることがわかりました。債務が形成された過程には、Aさんの知的障害が影響していることがうかがわれました。また、Aさんは破産申立てに必要な資料の取得や、家計表の作成に困難を抱えていました。そして破産した後、お金をどのように管理していくのか等、課題は山積みでした。

このように、今後、Aさんが安心して生活していくためには、Aさんの抱える複合的な課題を解決する必要があります。しかし、弁護士が解決することができるのは、これらの課題の一部だけでした。

(2) 連携して課題に取り組む

このような依頼者の抱える複合的な問題の解決のためには、それぞれの課題についての専門家が連携して取り組む必要があります。そのため、例えば、軽度の知的障害のある依頼者の破産事件では、債務整理と並行して、家計相談支援員が家計管理の支援を、市役所の障害福祉課が福祉的就労の支援を行う等、それぞれ役割分担をしつつ、依頼者の生活の支援をしています。

(3) 複合的な課題解決のためのスキームの構築

私たちスタッフ弁護士には異動があります。そのため、支援の継続性を確保するためにも、現在行っている巡回相談については、今後は、指定相談場所化に向けて活動していく予定です。また、生活支援の取組みについても、支援調整会議と結び付ける等、複合的な課題解決のためのスキームを構築したいと考えています。

第80回

地方の若手弁護士に聞く ～拡大版！第1回全国若手サミット 編～

新進会員活動委員会 委員長 木川 雅博 (67期)

若手サミットPT長 紙尾 浩道 (69期)

新進会員活動委員会では、全国各地の弁護士会の若手弁護士との意見交換会を定期的に開催しています。今回は、拡大版第9弾として、2019(令和元)年11月15日に福岡県弁護士会館2階大ホールにて開催された第1回全国若手サミットの内容を報告したいと思います。

… 第1回全国若手サミットの概要 …

全国若手サミットは、当委員会、愛知県弁護士会若手会員育成支援特別委員会若手活動部、福岡県弁護士会木曜会(同弁護士会内任意団体)、第一東京弁護士会若手会員委員会及び第二東京弁護士会NIBEN若手フォーラムの各若手委員会が代表幹事会となり、全国の60期から71期までの弁護士を対象に、具体的に顔が見える状態で今後の弁護士業界等に関する率直かつ積極的な情報・意見交換を行うことを目的として企画実行されました。当日は、全国19の単位会から計102名の個性豊かな対象弁護士が一堂に会し、第1部として上記代表幹事会5会による各単位会若手弁護士の現状等に関する報告、第2部として参加者を10のグループに分けてのグループディスカッション、そして第3部として事前に集計したアンケートの最終結果発表及び各グループのディスカッション結果報告を行いました。

… 第1部及び第2部の内容報告等 …

● 第1部 代表幹事会による各単位会若手弁護士の現状等に関する報告

当委員会では、若手が主体となって若手支援を行ったり、若手の意見を集約して会に政策提言を行うという、全国的にも珍しいといえる当委員会の設立経緯及び活動内容のほか、当会の充実した各種若手支援策を発表いたしました。その一方で、他の代表幹事会における若手に関する委員会・団体は、他業界の若手によって構成される団体や政治家との交流、他士業を講師に招いた勉強会、諸外国の法実務の視察など、非常に活発に活動していましたため、刺激を受けると同時に、当委員会の活動内容が弁護士会内部のドメスティックなものにとどまっているものとの感想を抱かざるを得ませんでした。近年、当委員会でも外部向けセミナーを行い始めてはおりますが、今後は、当委員会が当会に対する若手の意見具申機関という役割を

果たすとともに、対外的にも活動しなければならないということ、実際にそのような活動も(自ら制限をかけない限り)不可能ではないのだということを痛感させられました。

● 第2部 グループディスカッション

第2部では、予め単位会、修習期、パートナー・アソシエイトの別、男女別の比率が均等になるように振り分けられた10グループにおいて、①業務の状況と今後の展望、②弁護士会とのかかわり方の2つのテーマでグループディスカッションを行いました。

① 業務の状況と今後の展望に関するディスカッション内容

上記のとおり、各グループに単位会や勤務形態等に偏りがないように振り分けられたため、例えば手持案件数、顧客活動に力を入れる必要の有無や程度につき、都市部と地方、また、勤務形態がパートナーかアソシエイトかにより意見が異なりましたが、皆異なる立場の弁護士の業務状況について興味津々で質疑応答を行い、意見交換は盛り上がりました。他方、第2部の中でアンケートの途中発表が行われたところ、「あなたが感じている不満や悩みはどのようなものですか?(複数回答可)」という設問の回答で多かったのは「将来の弁護士業界に対する不安」であり、地域差や勤務形態に関係なく若手が将来の弁護士業界に対して悩みや不安、また危機感を持っていることが明らかとなっています。

② 弁護士会とのかかわり方に関するディスカッション内容

本テーマでは、会務活動を中心とする各単位会の活動への若手の参加状況や問題点を中心に意見交換が行われました。会務活動については、ほぼ都市部と地方との区別なく、特定の若手がいわゆる多重会務状況にあり、会務活動に参加しない若手に参加してもらうようにするための方策について話し合われる一方、そもそも実働は多くて各期平均2～3割しかいない感覚であるところ、中堅弁護士が業務に集中して会務活動から離脱しているため、会務を

2019 全国若手サミット in福岡

【主催】 全国若手サミットプロジェクトチームの共同代表
 愛知県弁護士会 若手会 福岡県弁護士会 福岡県弁護士会 福岡県弁護士会 福岡県弁護士会
 東京弁護士会 新潟県弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会 NIDEN法律事務所



担う弁護士が特定のベテランと若手に限られている印象を受けるという意見もありました。

金曜日の日中に開かれた本若手サミットの参加者は比較的会務活動に熱心な弁護士が多いにもかかわらず、アンケート結果において「委員会活動で改善すべき点を教えてください（複数回答可）」という設問に対する回答の多くが「委員会内の仕事が多すぎる」、「時間が長すぎる」でした。このことが表すように、会務活動に参加している若手を会務活動から離脱させないためには、無駄な事務や活動を省き、継続的に委員会に参加できる環境を整えることが肝要ではないかと思えます。

… 若手サミットに参加した当委員会の所感 …

まず、代表幹事会として、無事、第1回の全国若手サミットが開催できたこと、全国から102名もの参加をいただけたこと、これに伴い各地方会より様々な協力をいただいたことについてこの場を借りて御礼申し上げます。誠にありがとうございました。当初は、何の設立根拠もない代表幹事会からの突然の連絡に、各単位会で取扱いに関する戸惑いの声や、中には若手がついに蜂起するのだと警戒されたこともありましたが、無事開催にこぎ着け、一定の成果を得たことに満足しております。

内容について目を向けますと、弁護士業務に関するものに限らず、会務活動についても有意義な意見交換ができたと考えます。たとえば、本記事にて引用した参加者へのアンケートの設問には、「どのようなことがあれば、委員会や会務活動をしたいですか？（自由回答）」というものがありました。これに対しては22件の多様な回答があり、概ね実働時間や負担が減れば参加したいという方向の回答が多くございました。中でも印象的なものを挙げますと、「業務（収入）に繋がるのであれば、委員会や会務活動を行いたい。」「日当、少なくとも交通費等の実費等、（ママ）支給がほしい。弁護士として、社会貢献活動を行うことは必須だと思うが、現状、委員会活動を行っていない会員との間でかなり不公平な状況が生じていると思う。その点、全会員が納めている会費から、委員会活動を行っている会員に日当等の支給をする等して、是正を図って欲しい（ママ）。」というものです。

アンケートの結果からみると、若手サミットに出席した

弁護士は、その大多数が現在の所属先や職場環境に満足しており、かつ、会務（閲務）に比較的热心でありますから、会務（閲務）に対してネガティブな印象よりもむしろ弁護士・弁護士会として必要なものであるというポジティブな印象を持っています。そのような弁護士たちの中から、業務に繋がるなら、また、日当等が出るなら会務活動を行いたいという意見が出るというのは、会務（閲務）をやりたいがらない（会務等に出てこない）若手弁護士に対してなんとか参加してほしいと思うための方策の提言ではないかと考えたいところです。

先輩弁護士からは、会務（閲務）というのは自身の基本的スキルの向上、ひいては広い意味で弁護士業務に役立つものである、弁護士は一生の仕事であり焦りすぎずに長期的視点で弁護士としての能力を涵養したほうがよい、会務を誠実にやることで様々なお役目をいただけることもある、と伺っています。しかしながら、若手の人数が増えているにもかかわらず若手が会務に参加しなくなっているということが真なのであれば、本来公益的な活動である会務（閲務）についても、「業務に繋がるなら」、また、「日当等が出るなら」という条件付きで会務活動を行いたいと考える若手弁護士が増えているのかもしれませんが、ただ、仮にそうであったとしても、会務（閲務）に関わって日が浅く先輩弁護士との人間関係を築き始めた段階にある若手弁護士に、焦りすぎずに長期的視点をもって会務（閲務）活動の有用性、すなわち、弁護士としての能力をブラッシュアップする手段としての有用性をわかってもらうことはなかなか難しいような気がします。そして、安直に日当も出るし仕事になるからと言ったとしても、継続的に会務（閲務）に参加してもらえるわけでもないと思います。この問題につきましては、機会があれば引き続き検討対象としたいと思います。

弁護士業務においてもICT化を進める方向に動いておりますが、当委員会としては、若手サミットの企画運営を行ったことにより、まだまだ「具体的に顔が見える状態で今後の弁護士業界等に関する率直かつ積極的な情報・意見交換を行う」ことに有用性があることを感じた次第です。代表幹事会では第2回若手サミットの開催方法や場所について、第1回の反省を踏まえて検討しております。

当委員会では、今後も全国の若手弁護士の意見・実情等をご報告したいと思います。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

36期(1982/昭和57年)

法曹一元に向けて

会員 伊藤 真 (36期)



湯島での前期、後期そして東京の実務修習と、実に充実した2年間を送ることができた。その中で検察官、裁判官の魅力に触れる機会も多く、将来の進路について大いに迷った。当時は検察志望者が少なかったからか、検察教官から強く任検を勧められた。実務修習でお世話になった検察官の誰もが人間的に魅力ある方ばかりだったし、湯島では佐藤道夫教官（後に札幌高検検事長を経て参議院議員を2期務めた）にずいぶん飲み食い付きの勧誘を受けて、私の気持ちも相当、検事に傾いていた。「権力を正しく使ってみないか」という言葉は世の中を知らない若造にはかなり魅力的な誘い文句だった。また、刑裁教官の「裁判官は精神貴族だ」という言葉にも惹かれたが、自分は貴族とは無縁だと思ひ辞退した。渉外事務所も今ほど大事務所でもなく、仕事の内容も自分が好きなコンピュータ関連の事案もありそうで魅かれた。

結局何をしたいのかが自分でもわからないまま、最終的にはあえて道が敷かれておらず、将来の選択の幅が最も広そうな弁護士を選んだ。このように、私の修習時代は悩みと迷いの連続だった。修習前から司法試験受験指導に関わっていたこともあり、弁護士になってからも次第に受験指導に注力するようになっていった。あのときの迷いがあったからこそ、本当に自分がやりたいことを30代半ばになって見つけることができたのだと思っている。

当時は、学者でもない人間が受験指導をすることを含めて相当批判された。マニュアルや受験テクニックばかりを教えているという誹謗中傷はひどいものだった。

「普通の弁護士の仕事をしたらどうだ」「いつまでそんなことをしているんだ」という声の中にあって人と違う自分の道を貫くことができたのは、憲法13条のおかげだ。

受験時代には表面的な理解しかできていなかった憲法の「個人の尊厳」を実感できたのは修習時代だった。若く合格して社会を知らない自分にとって、タクシー運転手や建設業など様々な社会経験をして合格してきた周りの修習生の方々が眩しかった。いかに自分が多数派、強者の側の人生を歩んできたのかに気づき、少数者の人権などと答案に書いて合格した自分の未熟さを思い知り、居心地の悪さや恥ずかしさを感じたのもこのころだった。

今、いくつかの憲法訴訟をやっているが、その中で裁判官が精神貴族ではなく官僚になってしまっている姿をいくつも見てきた。政治部門と一線を画した司法部門の存在意義が今ほど問われるときにはないように思う。司法の民主化のゴールは法曹一元であり、そのために2年間の司法修習があるのだと思っていた。法曹養成制度改革の功罪は様々あるが、公平性、開放性、多様性という理念からはほど遠いものになってしまった法科大学院の失敗だけでなく、司法修習期間短縮によるカリキュラムの過密化も大きな問題だと思っている。余裕をもって法曹三者の内情を実感できる唯一の機会を奪ってしまったことは、単に修習生の負担増というだけでなく、法曹一元の将来展望を見誤るものだと憂慮する。実務修習期間を延ばし、余裕をもって社会の現場を知る機会が少しでも増えることが、司法全体の底上げにもつながると信じている。

弁護士生活 1 年目に税理士法人で勤務してみたこと

会員 内野 真

1 税理士法人で働くに至った経緯

私が採用された弁護士法人は、もともと税理士法人のインハウスローヤーが設立した事務所である。

弊所の弁護士の多くは、税理士法人で勤務してから、法律事務所勤務するケースが多かった。そして、私もまた法律事務所の方針で、税理士法人に「出向」という形で弁護士 1 年目を過ごすことになった。

2 私が勤務していた税理士法人について

私が勤務していた税理士法人は比較的規模が大きく、勤務しているのは、税理士だけではなく、公認会計士や弁護士のほかまだ資格を持っていない税理士試験科目合格者、金融機関からの出向者など様々である。

学歴も専門学校卒から大学院卒まで多様であり、年齢も 20 歳から中高年まで幅広く、新卒の入所者、他の事務所から転職してきた人など背景も様々であった。また、正社員として働きながら試験勉強をしている人、科目免除を得るために大学院に通う人なども少なくない。

資格のない人であっても、税務・会計の高度な知識を持っている人は数多くいて、そのような人たちもまた税理士法人では重要な戦力であり、私も資格の有無にかかわらず多くの先輩方からたくさんのことを学ばせていただいた。

私にとって税理士法人での 1 年間はいわば「毎日が異業種交流会」であった。

3 税理士法人での仕事

税理士法人は弁護士法人以上に「会社」に近く、たとえ資格を持っていても、入社 1 年目であれば電話取り等の雑務も当然するのである。

もちろん、雑務以外にも税理士法人のメンバーの一員として税理士と同じような仕事もしてきた。私は税理士

法人勤務中に税理士登録をしていたわけではないので、対応可能な仕事には制約はあった。それでも、所得税や相続税、法人税の申告業務の税理士の補助、非上場株式の株価算定など幅広い分野を扱うことができた。

どの申告業務も、顧客から預かった大量の資料の中から必要な数字をエクセルでまとめ、会計ソフトを使って申告書を作成するが、何が必要な数字かを判断するには、当然ながら税法と通達の理解が必要であり、決して簡単なものではなかった。

資料の中から、必要な数字を見つけていく作業は我々弁護士が裁判所に提出する証拠を選別していくプロセスにかなり近いように思えた。また、税理士の場合、数字の正確性については、特にシビアであり、数字という観点から証拠を見ていく力をこの 1 年で養うことができたように思う。

4 間近で税理士を見て思ったこと

税理士もやはり法律家であるということである。私たち弁護士は税務・会計にはあまり馴染みがないため税理士という職業を意識することは多くないかもしれない。

しかし、彼らもまた我々弁護士と同じく依頼者のために証拠を用いて事実を認定し適切な税法を適用する法律家である。同じ法律家として、彼らに負けないよう日々の勉強を怠ってはならないと感ずることができた 1 年であった。

5 最後に

私の税理士法人での 1 年間はあっという間に終わってしまったが、上司や先輩、同期には大変恵まれており、右も左もわからなかった私にたくさんのことを教えてくださった上司・先輩・同期にはこの場を借りてお礼を申し上げたい。

『房思琪の初恋の樂園』

林奕含 著 泉京鹿 訳 白水社 本体 2,000 円+税

文学は何かを救えるのか。

会員 守屋 典子 (45 期)



著者は亡くなる8日前に受けたインタビューの中で、本書について「誘惑された、あるいは強姦された女の子」の物語ではなく、「強姦犯を愛した女の子」の物語と言いたいと答えている。そして本書の冒頭に、著者は「これは実話をもとにした小説である」と書いた。

13歳の少女が50代の塾の教師に騙されてレイプされる。教師は「これが私の愛し方だ」と囁く。元々その教師に淡い気持ちを抱いていた少女は自分もその教師を愛していると思うことによって、自らの自尊心と折り合おうとする。「先生、わたしのこと愛してる？ 先生がほんとうに私のことを愛しているなら、それでいいから」。しかし、自分に言い聞かせようとしたその愛は無残な結末を迎え、少女は解離したまま2度と戻ってこれない。

当初、私は13歳の少女が自分をレイプした50代というはるかに年上の男を愛するなどということがあるのだろうかとの疑問を抱いた。私は実父を含む男性に性的虐待を受けた子どもの事件を少なからず担当してきたが、これまで加害者を愛したという例は皆無だった。担当した事件の被害者の年齢層が低かったからだろうかなどと考えながら、この欄を書く準備をしていたとき、偶然インターネットでブラド夏樹氏による「ロリータの復讐 芸術文化賞受賞作家 その栄光と転落」という記事を読んだ。それによれば、フランスで今年になって『(性的)同意』という本が出版されたという。内容は14歳

だった少女が50歳の作家から1年間にわたって性的虐待を受けた事実、ペドファイルを公言しその体験を緻密に描写した作品を発表していたその作家を当時の文学界の多くの人々が容認し、政府が勲章まで与えていた事実を、被害者である著者自らが描いた実話。その本でも14歳の少女は50歳の作家に恋をしているが、著者はその中で子どもの同意がいかにも不確かなものかを描いているとされる。そして、被害者であった著者は「文学という同じ土俵で加害者である作家と戦いたかった」と述べている。

本書の著者も文学について問いかける。「書きたかったのはノンフィクション小説ではなく、社会の現状を変える気もなければその力もなく、いわゆる大きな言葉や構造に結び付けたいともわたしは思っていない。問いたいのは、1人の物書きとして、わたしのこんな変態的な、創作の、芸術の欲望とは何かということです」とし、「裏切ったのは文学を学んだ人間ではなく、文学そのものだったという作中の言葉をもってむすびのことばとしたい」とする。

文学は何かを救えるのか。著者は書くことで自らを救えなかった。誰にも救ってもらえなかった。作品は「天使を待つ妹」に捧げられる。

現実を前に無力である。

作品の中で少女は発狂し、著者は本書発刊後わずか2か月で自死したという。26歳。

ただただ切ない。



弁護士職務経験2年間の 気づきと学び

会員 中田 萌々 (65 期)

私は、2018年4月1日から2020年3月31日（予定）までの2年間、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律に基づき、判事補の身分を離れ、弁護士として活動する機会に恵まれ、幸運にも本会報への寄稿の機会をいただいた。

これまで、様々な媒体で弁護士職務経験制度の体験記等が紹介、掲載されており、私の記事に目新しいものはないと思われるのだが、せっかくいただいた機会ということで、しばしばお受けするご質問について、一人Q&A方式でお答えしてみようと思う。

——裁判官と弁護士の生活は違いますか。

（即座に）違いますね。・・・正確には、同じところもあります。違うところがたくさんあるなと感じます。

—— どのところが違いますか。

仕事のスタイルも、生活のスタイルも変わったと感じます。弁護士にとって、依頼者の存在というのは大きいです。お客さんからの相談が入ると、まずはそれをやる。電話を受け、打ち合せをしている間にあつという間に夕方になり、さあやっと起案ができたらまた電話が入るということもしょっちゅうあります。また、弁護士になり、携帯電話、パソコンを駆使していつでもどこでも電話、メールを確認する生活にも慣れました。裁判所では職場のメールを開くことはほとんどありません（笑）。裁判所のIT化がうまく進んでいくことを期待しています。

—— 判決と準備書面は違いますか。

似ているところもあり、違うところもあると思います。弁護士になって最初に出した準備書面を見た先輩弁護士

に、「判決みたいだな」と言われたことをよく覚えています。逆に、弁護士2年目になってからは、同じく職務経験で弁護士となった後輩から、「弁護士の書面ですね」と言われました（笑）。読み手を説得するため、摘示する事実、文章構成、言葉の選択などで悩み、苦勞するのは、共通だと感じます。個人的に違いを感じたのは、準備書面は膨大な証拠と依頼者の（しばしば行ったり来たりする）話を基に一から「みせる」ストーリーを作り上げていく難しさがあり、毎回悩ましかったです。

—— 弁護士になって驚いたことはありますか。

一番驚き、また実感として感じたのは、弁護士の持つ「自由」です。この2年間、様々な弁護士の方とお会いしましたが、どの方も本当に様々な分野で活躍されていました。自分の強み、やりがい、信念をもって、自ら積極的にその分野に携わろうという強い思いを感じました。また、修習生のとき、弁護士は社会のどんな立場、環境にある人とも対等に話ができると教えてもらいましたが、その実感と共に色々な学びの機会を得た2年間でもありました。

—— 弁護士と裁判官、どちらが良いですか。

これは本当によく聞かれる質問ですが、お答えが難しいです（笑）。どちらも経験してみて感じるのは、法律家として目指すところは大きくみれば同じであり、どちらの立場にあっても同じように求められる能力や経験があると思いました。弁護士として、訴訟のみならず裁判所の外で仕事をして初めて知ったこともたくさんありますし、当事者として裁判所を見て感じたこともたくさんあります。これらの経験を、今後の仕事に活かしていきたいと思っています。

法 律 学

『アメリカから見た日本法』 Ramseyer, J. Mark
／有斐閣
『政策実現過程のグローバリ化』 浅野有紀／弘
文堂
『正義論』 宇佐美誠／法律文化社

外 国 法

『最新中国税務&ビジネス』 近藤義雄／中央経
済社
『住居の賃貸借と経済的利用の妨げ ドイツ裁判
例研究からの模索』 田中英司／日本評論社
『中国の犯罪体系 沿革と課題』 孫文／成文堂
『米国財務会計基準の実務 第11版』 長谷川茂
男／中央経済社
『最新タイのビジネス法務 第2版』 Chandler
MHM Limited森濱田松本法律事務所／商事
法務
『元韓国特許庁審査官が教える韓国特許実務の
応用』 鄭斗漢／経済産業調査会
『中国商標に関する商品及び役務の類似基準
(日本語・英語訳付) 及びその解説 第3版増補』
岩井智子／発明推進協会
『FDAの薬事規制と医薬品特許権侵害訴訟』
Faulkner, York M.／経済産業調査会

憲 法

『前憲法国家的法理論』 小関康平／三恵社
『憲法学の虫眼鏡』 長谷部恭男／羽鳥書店
『憲法の可能性』 憲法理論研究会／敬文堂
『ネットと差別扇動 フェイク／ヘイト／部落差別』
谷口真由美／解放出版社
『在日コリアン弁護士から見た日本社会のヘイト
スピーチ 差別の歴史からネット被害・大量懲戒
請求まで』 金竜介／明石書店
『一弁護士の見た「クマラスワミ報告」』 宮代力
／東京図書出版
『憲法判例百選 第7版 1』 長谷部恭男／有斐
閣
『憲法判例百選 第7版 2』 長谷部恭男／有斐
閣
『世界人権宣言の今日的意義 世界人権宣言採
択70周年記念フォーラムの記録』 国際書院
『マイノリティの人権を護る 靖国訴訟・指紋押
なつ拒否訴訟・BC級戦犯者訴訟を中心として』
今村嗣夫／明石書店
『LGBTをめぐる法と社会』 谷口洋幸／日本加
除出版
『知らないでは済まされない! LGBT実務対応
Q&A』 帯刀康一／民法法研究会
『憲法判例から考える自由と平等』 加藤隆之／
ミネルヴァ書房
『天皇・憲法第九条』 高柳賢三／書肆心水
『記者と国家 西山太吉の遺言』 西山太吉／岩波
書店
『市民がつかぬ情報公開のこれまで、これから』
情報公開クリアリングハウス／情報公開クリア
リングハウス
『情報公開・オープンデータ・公文書管理』 宇
賀克也／有斐閣
『個人情報保護と利用』 宇賀克也／有斐閣

選 挙 法

『選挙執行経費基準法解説 令和元年版』 選挙
管理研究会／ぎょうせい

行 政 法

『公文書をアーカイブする』 小川千代子／大阪
大学出版会
『公文書管理』 日本弁護士連合会法律サービス
展開本部／明石書店
『こんなときどうする?自治体の公文書管理』 地
方公共団体公文書管理条例研究会／第一法規
『行政法総論 第4版』 大浜啓吉／岩波書店
『書式行政訴訟の実務 第3版 行政手続・不服
審査から訴訟まで』 日本弁護士連合会行政訴
訟センター／民法法研究会
『こうすればできる所有者不明空家の行政代執
行』 東京都板橋区／第一法規
『不動産有効利用のための都市開発の法律実務
新版』 鶴野和夫／清文社
『平成30年改正建築基準法・同施行令等の解
説 令和元年6月施行完全対応版』 建築基準法
研究会／ぎょうせい
『自治体職員のための災害救援法務ハンドブッ
ク』 中村健人／第一法規
『自治体災害対策の基礎』 千葉実／有斐閣
『自然災害による被災者の債務整理 (DVD) (被
災ローン減免制度) 概説』 石毛和夫／自然災害
による被災者の債務整理に関するガイドライン
研究会
『図書館のための災害復興法学入門』 岡本正／
樹村房

警 察 法

『業種別不当要求防止マニュアル 改訂版』 神奈
川県弁護士会／第一法規
『逐条解説風営適正化法』 吉田一哉／東京法令
出版

税 法

『租税史回廊』 中里実／税務経理協会
『ケーススタディ税理士実務質疑応答集 令和元
年版個人税務編』 寺島敬臣／ぎょうせい
『ケーススタディ税理士実務質疑応答集 令和元
年度版 法人税務編』 野原武夫／ぎょうせい
『国税庁新通達から学ぶ!! Q&A 保険販売のた
めの税務トラブル回避事例』 追中徳久／ぎょう
せい
『納税者のための租税の納付・徴収手続』 東京
地方税理士会／勤草書房
『徴収・滞納処分で困ったときの解決のヒント』
中山裕嗣／大蔵財務協会
『不動産の評価・権利調整と税務 令和元年10
月改訂 土地・建物の売買・賃貸からビル建設
までのコンサルティング』 鶴野和夫／清文社
『資産税実務問答集 令和元年11月改訂』 打田
哲也／納税協会連合会
『法人税の理論と実務 令和元年度版』 山本守
之／中央経済社
『実務解説役員給与等の税務』 宝達峰雄／税務
研究会出版局
『人事・労務・福利厚生税務 第2版』 アクタ
ス税理士法人／労務行政
『ケーススタディでみる貸倒損失の税務』 鈴木博
／税務研究会出版局
『法人税事例選集 令和元年10月改訂』 森田政
夫／清文社
『Q&A業種別の特殊事情に係る所得税実務 3
訂版』 小田満／税務経理協会
『減価償却実務問答集 令和元年11月改訂』 沢

田佳宏／納税協会連合会

『Q&A生命保険・損害保険の活用と税務 令和
元年11月改訂』 三輪厚二／清文社
『図解所得税 令和元年版』 芦田眞一／大蔵財
務協会
『実務解説連結納税の清算課税ケーススタディ』
足立好幸／中央経済社
『不動産M&Aの税務』 佐藤信祐／日本法令
『相続税贈与税の実務と申告 令和元年版』 三浦
賢二／大蔵財務協会
『税理士業務に活かす! 通達のチェックポイント
相続税裁判事例精選20』 酒井克彦／第一法規
『図解相続税・贈与税 令和元年版』 中野欣治
／大蔵財務協会
『相続・贈与の58事例でわかる土地評価の基
礎と実務』 豊岡清行／税務経理協会
『相続土地評価実務マニュアル』 梶野研二／新
日本法規出版
『相続税・贈与税関係租税特別措置法通達逐条
解説 令和元年12月改訂版』 大野隆太／大蔵
財務協会
『相続税実務の“鉄則”に従ってはいけないケー
スと留意点』 平川忠雄／清文社
『裁判例からみる消費税法 2訂版』 池本征男／
大蔵財務協会
『消費税の経理処理と税務調整 7訂版 勘定科
目別経理処理と法人税の申告調整』 成松洋一
／大蔵財務協会
『プロフェッショナル消費税の実務 令和元年10
月改訂』 金井恵美子／清文社
『入門図解消費税のしくみと申告書の書き方』
三修社
『図解酒税 令和元年版』 富川泰敬／大蔵財務
協会
『地方税取扱いの手引 令和元年10月改訂』 地
方税制度研究会／納税協会連合会

地 方 自 治 法

『公務員のカスハラ対応術』 吉田博／学陽書房
『実践! 公共施設マネジメント 個別施設計画な
どの必須のポイントがわかる』 小松幸夫／学陽
書房
『地方自治体の監査と内部統制 2020年改正
制度の意義と米英との比較』 清水涼子／同文館
出版
『民主的自治体労働者論 生成と展開、そして未
来へ』 晴山一穂／大月書店

民 法

『改正民法対応Q&A民事法における期間・期日・
期限』 川合善明／新日本法規出版
『土地住宅の法理論と展開 藤井俊二先生古稀
祝賀論文集』 花房博文／成文堂
『公道・私道のトラブル解決法 第4版』 高井和
伸／自由国民社
『隣地・隣家紛争権利主張と対応のポイント』
川口誠／新日本法規出版
『ケース別債権法新・旧規定適用判断のポイン
ト』 愛知県弁護士会／新日本法規出版
『与信管理論 第3版』 リスクモンスター株式会
社／商事法務
『債権法改正と実務上の課題』 道垣内弘人／有
斐閣
『新民法の分析 3 債権総則編』 堀竹学／成文堂
『債権各論 2 事務管理・不当利得・不法行為』

平野裕之／日本評論社
『Q&A改正債権法と保証実務』筒井健夫／金融財政事情研究会
『実践契約書チェックマニュアル 改訂3版』弁護士法人飛翔法律事務所／経済産業調査会
『メーカー取引の法律実務Q&A』笹島裕斗志／商事法務
『定型約款の法理 類型づけられた集団的意思のあり方』吉川吉衛／成文堂
『民法改正対応契約書式の実務 上』永滋康／創耕舎
『民法改正対応契約書式の実務 下』永滋康／創耕舎
『はじめてでもわかる売買契約書 改正民法対応』滝琢磨／第一法規
『裁判官が説く民事裁判実務の重要論点 名誉毀損・プライバシー侵害編』加藤新太郎／第一法規
『最新判例にみるインターネット上の名誉毀損の理論と実務 第2版』松尾剛行／勁草書房
『子ども・親・男女の法律実務 DV、児童虐待、ハーグ、無戸籍、スーカ、リベンジポルノ、女性・子どもの犯罪被害、ひとり親家庭などの法的支援』高取由弥子／日本加除出版
『家族法 第4版』窪田充見／有斐閣
『養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究』水野有子／司法研修所
『内縁・事実婚・同性婚の実務相談』小島妙子／日本加除出版
『成年後見 手続ガイドブック 補訂版』成年後見センターリーガルサポート／新日本法規出版
『わかりやすい相続登記の手続 3訂版』日本法令不動産登記研究会／日本法令
『改正民法からおさえる遺言がある相続の税務判断のポイント』大野憲太郎／第一法規
『遺産相続事件処理マニュアル』仲隆／新日本法規出版
『“争族”にならないための法務&税務 弁護士×税理士と学ぶ』坪多聡美／ぎょうせい
『税理士のための相続法と相続税法』小池正明／清文社
『老老相続 弁護士・税理士が伝えたい法務と税務！』奥原玲子／清文社
『借地借家契約特約・禁止条項集 改訂版』江口正夫／新日本法規出版
『変則型登記、権利能力なき社団・認可地縁団体等に関する登記手続と法律実務』正影秀明／日本加除出版
『設題解説戸籍実務の処理 改訂 20 戸籍訂正各論編(10) 転籍・就籍・戸籍の各欄』木村三男／日本加除出版
『わかりやすいマンション判例の解説 第4版 紛争解決の実務指針』全国マンション問題研究会／民事法研究会
『交通事故損害賠償必携 2020年 資料編』宮原守男／新日本法規出版
『自賠責保険・共済紛争処理事例集 第17巻(平成30年度)』自賠責保険共済紛争処理機構／自賠責保険・共済紛争処理機構

『判例INDEX 被害者の素因別に見る素因減額300判例』第一法規株式会社／第一法規
『判例INDEX 後遺障害別に見る交通事故300判例の慰謝料算定』第一法規株式会社／第一法規
『交通事故損害賠償の軌跡と展開 交通事故民事裁判例集創刊50周年記念出版』不法行為法研究会／ぎょうせい
『交通事故による損害賠償の諸問題 4 損害賠償に関する講演録』日弁連交通事故相談センター／日弁連交通事故相談センター東京支部

商 事 法
『会社法実務問答集 3』前田雅弘／商事法務
『これ1冊でわかる会社運営と書式対応の基本』吉川達夫／第一法規
『会社法重要判例 第3版』酒巻俊雄／成文堂
『企業法務のための初動対応の実務』長瀬佑志／日本能率協会マネジメントセンター
『海外贈収贈防止コンプライアンスプログラムの作り方 改訂版』国広正／第一法規
『すぐに使える！企業の危機管理書式集』藤津康彦／中央経済社
『実用会社規程大全 定款・機関・組織／人事・労務／総務／経理／営業・購買／技術管理／リスクマネジメント／機密保持・情報セキュリティ／マネジメントシステム』寺本吉男／日本法令
『株式評価実務必携 令和元年11月改訂 図解と個別事例による』井上浩二／納税協会連合会
『少数株主権等の理論+B50』上田純子／勁草書房
『株主総会日程 2020年版 会社規模・決算月別／中間決算』別冊商事法務編集部／商事法務
『コードに対応したコーポレート・ガバナンス報告書の記載事例の分析 2019年版』森濱田松本法律事務所／商事法務
『監査役事件簿』真田宗興／同文館出版
『ケーススタディでおさえる収益認識会計基準』片山智裕／第一法規
『Q&A火災・地震保険に関する法律と実務』金子玄／日本加除出版
『特例有限会社の登記Q&A 増補・改訂版』神崎満治郎／テイハン

刑 法
『判例INDEX 犯罪類型別に見る刑事高裁破棄判決』第一法規株式会社／第一法規
『二元的犯罪論序説 補訂版』鈴木茂嗣／成文堂
『臨死介助をめぐる刑法上の諸問題 安楽死、尊厳死、平穏死、早期安楽死を中心に』神山敏雄／成文堂
『年報・死刑廃止 2019 オウム大虐殺』年報死刑廃止編集委員会／インパクト出版会

司 法 制 度・司 法 行 政
『司法修習ハンドブック(2017)』司法研修所
『司法修習ハンドブック(2018)』司法研修所
『司法修習ハンドブック(2019)』司法研修所
『憲法訴訟の十字路』石川健治／弘文堂
『挑戦する法 島川勝著作集』島川勝／日本評論社
『HIBEN? 非弁による被害者を出さないために、加害者とならないために』中部弁護士会連合会／中部弁護士会連合会
『弁護士の現場力 家事調停編』高中正彦／ぎょうせい

うせい
『判例・先例研究 平成30年度版』東京司法書士会／東京司法書士会

訴 訟 手 続 法
『民事弁護の手引 8訂増訂版』司法研修／日本弁護士連合会
『民事弁護における立証活動 7訂増補版』日本弁護士連合会／日本弁護士連合会
『要件事実の考え方と実務 第4版』加藤新太郎／民事法研究会
『要件事実民法 第4補訂版 1 総則』大江忠／第一法規
『ステップアップ民事事実認定 第2版』土屋文昭／有斐閣
『事実認定体系 契約総論編』村田渉／第一法規
『破産実務Q&A220問』全国倒産処理弁護士ネットワーク／金融財政事情研究会
『クレジット・サラ金処理の手引 6訂版』東京弁護士会
『倒産手続の課題と期待 多比羅誠弁護士喜寿記念論文集』伊藤真／商事法務
『破産管財手続の運用と書式 第3版』川畑正文／新日本法規出版
『事業再生大全』西村あさひ法律事務所／商事法務
『家事事件手続法規逐条解説 3』梶村太市／テイハン
『司法通訳人という仕事』小林裕子／慶應義塾大学出版会
『刑事弁護の展開と刑事訴訟』大出良知／現代人文社
『当番弁護士は刑事手続を変えた』福岡県弁護士会／現代人文社
『五・七・五で伝える刑事弁護 その原点と伝承』神山啓史／現代人文社
『その証言、本当ですか？ 刑事司法手続の心理学』Simon, Dan／勁草書房
『交通事故・事件、交通違反供述調書記載例集 第5版』木村昇一／立花書房
『ケース研究責任能力が問題となった裁判員裁判』日本弁護士連合会刑事弁護センター／現代人文社

経 済 産 業 法
『テクノロジー法務』アンダーソン・毛利・友常法律事務所／中央経済社
『AIの時代と法』小塚莊一郎／岩波書店
『最新の動向と実務がわかる自治体の情報システムとセキュリティ AI, RPA, ブロックチェーン、マイキープラットフォームから情報システム強靱性向上モデルまで』猿渡知之／学陽書房
『デジタル時代の競争政策』杉本和行／日本経済新聞出版社
『変わる事業承継』森・浜田松本法律事務所／日本経済新聞出版社
『「政策保有株式」に関する開示規制の再構築について』日本証券経済研究所／日本証券経済研究所
『ポイント解説実務担当者のための金融商品取引法』峯岸健太郎／商事法務
『複数議決権株式を用いた株主構造のコントロール(金融商品取引法研究会研究記録 第70号)』日本証券経済研究所／日本証券経済研究所

『金融商品取引法の理論・実務・判例』河内隆史／勁草書房
 『企業価値とオプション評価のロジックと実務 基礎的手法・数値・法務のすべて』神田秀樹／金融財政事情研究会
 『商品先物取引法 新版』河内隆史／商事法務
 『不動産取引紛争の実践知 宅建業法の戦略的活用』熊谷則一／有斐閣
 『コンメンタール消費者契約法 第2版増補版 補巻 2016・2018年改正』日本弁護士連合会消費者問題対策委員会／商事法務
 『判例から学ぶ消費者法 第3版』島川勝／民事法研究会
 『Q&A ポイント整理改正消費者契約法・特定商取引法』村千鶴子／弘文堂
 『すぐに役立つ図解とQ&Aでわかる特定商取引法と消費者取引の法律問題トラブル解決法』三修社
 『海外債権管理の実務ハンドブック』保阪賀津彦／中央経済社

知的財産法

『実務家のための知的財産権判例70選 2019年度版 平成30年3月28日～平成31年3月14日判決』弁理士クラブ知的財産実務研究所／発明推進協会
 『発明権の研究』小島庸和／五紘舎
 『最新著作権関係判例と実務 第2版』知的所有権問題研究会／民事法研究会
 『実務詳説著作権訴訟 第2版』高部眞規子／金融財政事情研究会
 『現代と著作権』堀之内清彦／論創社
 『実践!!秘密保持契約書審査の実務』出澤総合法律事務所／学陽書房

農事法

『消された「種子法」』山田正彦／かもがわ出版
 『これで守れる都市農業・農地 生産緑地と相続税猶予制度変更のポイント』北沢俊春／農山漁村文化協会

観光法

『ガイドランス インバウンド・観光法』森・浜田松本法律事務所／商事法務

労働法

『実践・新しい雇用社会と法』野川忍／有斐閣
 『労働法 第12版』菅野和夫／弘文堂
 『企業法務と労働法』土田道夫／商事法務
 『労働法実務使用者側の実践知』岡芹健夫／有斐閣
 『労働法実務労働者側の実践知』君和田伸仁／有斐閣
 『働き方改革法の実務がしっかりとわかる本』大村剛史／労務行政
 『労働関係法の要点』全国労働基準関係団体連合会／全国労働基準関係団体連合会
 『建設業働き方改革と労務知識Q&A』村木宏吉／大成出版社
 『法律書では学べない弁護士が知っておきたい企業人事労務のリアル』加藤新太郎／第一法規
 『逐条解説労働基準法』角森洋子／産労総合研究所出版部経営書院
 『労働判例に学ぶトラック運送業の労務管理』岡崎隆彦／産労総合研究所出版部経営書院

『バワハラ防止の実務対応 改正法の内容と「バワハラ」と「業務指導」の線引きを徹底解説』帯刀康一／労務行政
 『最低賃金 生活保障の基盤』日本弁護士連合会貧困問題対策本部／岩波書店
 『働き方改革関連法対応Q&A改正労働時間法制のポイント』高仲幸雄／新日本法規出版
 『役割貢献の評価と賃金・賞与の決め方 同一労働同一賃金完全対応!』菊谷寛之／労働調査会
 『中小企業のための働き方改革後の就業規則と労使協定』太田恒久／税務研究会出版局
 『実例から学ぶパートタイム労働者のトラブル解決と防止策のすべて 働き方改革関連法対応』小林包美／第一法規
 『60歳以上の社員を雇用する手続きと税金』CSHR／税務経理協会
 『実務・労働者派遣法概説』成田孝士／中央経済社
 『雇用保険制度の実務解説 改訂第10版』労働新聞社／労働新聞社
 『労働災害と使用者のリスク責任』宮本健蔵／信山社
 『労災の法律相談』岩出誠／青林書院

社会保障法

『「保険化」する社会保障の法政策 現状と生存権保障の課題』伊藤周平／法律文化社
 『事例で学ぶ発達障害の法律トラブルQ&A』鳥飼康二／ぶどう社
 『貧困と就労自立支援再考 経済給付とサービス給付』埋橋孝文／法律文化社
 『セーフティプロモーション 安全・安心を創る科学と実践』日本セーフティプロモーション学会／晃洋書房
 『弁護士・実務家に聞く里親として知っておきたいこと』SOS子どもの村JAPAN／海鳥社
 『トラウマ臨床の明日』青木省三／日本評論社
 『里親制度の史的展開と課題』貴田美鈴／勁草書房

医事法

『Q&Aでわかる医療ビッグデータの法律と実務 次世代医療基盤法・匿名加工医療情報の活用』水町雅子／日本法令
 『ヘルステックの法務Q&A』森・浜田松本法律事務所／商事法務
 『臨床医の医療裁判うおっ! チング トラブル回避のヒントを探してみました!』日山亨／東京医学社
 『医療事故の法律相談』山口齊昭／青林書院
 『医療と宗教と法』平野武／晃洋書房

衛生法

『ワイン法』蛭原健介／講談社

環境法

『法律のどこに書かれているの? わかって安心! 企業担当者のための環境用語事典』北村喜宣／第一法規

教育法

『実践事例からみるスクールロイヤーの実務』石坂浩／日本法令
 『保育現場における困りごと相談ハンドブック』木元有香／新日本法規出版

国際法

『国際法務概説』国谷史朗／有斐閣
 『実証の国際法学の継承 安藤仁介先生追悼』芹田健太郎／信山社
 『「難民」をどう捉えるか 難民・強制移動研究の理論と方法』小泉康一／慶應義塾大学出版会
 『日本の海洋政策と海洋法 増補第2版』坂元茂樹／信山社
 『外国人実習・雇用実戦ガイド 第2版』佐野誠／第一法規
 『入門解説技能実習制度 第3版』国際研修協力機構教材センター
 『外国人建設労働者の現場受入れのポイント』建設労務安全研究会／労働新聞社

医学書

『実は知らない循環器希少疾患』安斉俊久／南江堂
 『DELTA プログラムによるせん妄対策 多職種で取り組む予防, 対応, 情報共有』小川朝生／医学書院
 『これでわかる網羅的手法による着床前診断のすべて 最新技術から遺伝カウンセリング, フォローアップまで』倉橋浩樹／診断と治療社
 『半月板のすべて 解剖から手術, 再生医療まで』宗田大／メジカルビュー社
 『脳梗塞診療読本 第3版』豊田一則／中外医学社
 『診療放射線技術 改訂第14版 上巻』山下一也／南江堂
 『診療放射線技術 改訂第14版 下巻』山下一也／南江堂
 『胆道癌・肺癌に対する標準手術』北川裕久／メジカルビュー社
 『足・足関節の最新の手術』中村茂／メジカルビュー社
 『TEXT 整形外科学 改訂5版』大鳥精司／南山堂
 『肺癌診療ガイドライン 2019年版』日本肺癌学会／金原出版
 『産婦人科内視鏡手術ガイドライン 2019年版』日本産科婦人科内視鏡学会／金原出版
 『乳幼児健診マニュアル』福岡地区小児科医会／医学書院
 『腹腔透視診療指針』岡田一義／東京医学社
 『リハビリテーション医学・医療用語集 第8版』日本リハビリテーション医学会／文光堂
 『日本精神神経学会認知症診療医テキスト』日本精神神経学会／新興医学出版社
 『下肢静脈瘤に対する血管内焼灼術のガイドライン 2019』日本静脈学会／日本医事新報社
 『脊髄損傷における下部尿路機能障害の診療ガイドライン 2019年版』日本排尿機能学会／中外医学社
 『腎障害患者におけるヨード造影剤使用に関するガイドライン 2018』日本腎臓学会／東京医学社

一般書

『紛争と和解を考える 集団の心理と行動』大淵憲一／誠信書房
 『右翼ビュリズムのディスコース 恐怖をあおる政治はどのようにつくられるのか?』Wodak, Ruth／明石書店
 『テロリズムの心理学』越智啓太／誠信書房

躊躇なく繰り返される死刑執行に強く抗議し、死刑執行の停止を求める会長声明

年の瀬も押し迫った本日、森まさこ法務大臣の命令の下、福岡拘置所で死刑確定者1名の死刑が執行された。

死刑制度の存廃について国民的な議論を経ることなく、昨年同様にあたかも年末の行事であるかのように躊躇なく死刑が執行されたことに対し、戦慄とともに、強い怒りを禁じ得ない。

我が国の死刑執行方法は、当日の朝にいきなり執行を告げられ、近親者や弁護士と最期の別れをする機会もないままに、絞首の方法で執行されるものであって、かつて死刑を執行していた他国と比較しても、非人道的だというそしりを免れない。死刑執行の実態を広く情報公開した上で、国家が人の命を奪う死刑制度が現代国家において正しい刑罰の在り方なのか、改めて議論をすべきである。

これまでの会長声明でも繰り返し述べているとおり、死刑の廃止または執行停止はすでに国際的潮流である。世界の3分の2を超える国が死刑を廃止または停止しており、先進国グループであるOECD加盟国の中で死刑制度を存置し、国家として死刑を執行しているのは日本だけである。

そのような世界的な状況の中で、今世紀に入ってから延々と死刑執行を続けている我が国は、世界中から非難を浴びる国

家になってしまった。

また、死刑制度の存廃は究極の人権問題なので、必ずしも多数決で決めることではないが、仮に世論を意識するとしても、世論にも変化が見られることを直視すべきである。

最新の内閣府の世論調査（2014年）では、「死刑はやむを得ない」とする回答は全体の80.3%で、多数派ではある。しかし、「死刑はやむを得ない」とする人のうち「将来も死刑を廃止しない」という回答は57.5%である。これは全回答者のうちの46.2%で、半数に達しない。しかも特筆すべきは、年齢別にみると、「将来も死刑を廃止しない」を選択した人は、70歳以上では全体の54.6%であるのに対し、20歳～29歳の層では全体の37.1%で半数を大きく割っている。

以上より、政府が国際世論を無視して死刑執行を繰り返す態度に強く抗議するとともに、死刑の廃止とそれに代わる代替刑の在り方について十分な議論を尽くす間、当面、死刑の執行を停止することを改めて求める次第である。

2019(令和元)年12月26日
東京弁護士会会長 篠塚 力

自衛隊の護衛艦や対潜哨戒機を中東地域に派遣することに反対する会長声明

政府は、本日、自衛隊の護衛艦1隻及び海賊対策のためにソマリア沖に派遣中のP3C対潜哨戒機を、中東アデン湾等へ派遣することを閣議決定した。

2018年5月に米国が「イラン核合意」を離脱した後、ホルムズ海峡を通過するタンカーへの攻撃等が発生していることから、米国が日本を含む同盟国に対して有志連合方式による艦隊派遣を求めてきた。これに対し、日本はイランとの伝統的な友好関係に配慮し、米国の有志連合には参加せず、独自に護衛艦等を派遣するに至ったとされる。

米国が主導する有志連合は、武力攻撃を行うことが想定されている。しかし、我が国は徹底した平和主義をとり、日本国憲法9条は武力の行使を禁じている。したがって、自衛隊が、自国が攻撃されているわけでもないのに、他国の海域や公海上で

武力行使をすることは許されない。

この点、政府は、今般の自衛隊の派遣は、その目的を情報収集活動とし、防衛省設置法第4条第1項第18号の「調査及び研究」を根拠とする活動だと説明している。

しかし、憲法9条の下で、自衛隊の職務権限は極めて限定されており、自衛隊法に根拠のない活動は許されない。自衛隊法には自衛隊の任務として「調査及び研究」は含まれていない。したがって、今般の自衛隊派遣は法律に根拠のないものであって、近代国家の大原則である法治主義に明確に反する。

そして、我が国が活動する海域と有志連合が活動する海域は極めて近接していることから、有志連合と自衛隊の相互の情報が共有され、共有された情報が有志連合の武力行使を助けることになるであろう。これは、自衛隊が有志連合と一体となって、

憲法が禁止する「武力行使」をするに等しい。

さらに、中東海域で不測の事態が生じた場合には政府は海上警備行動（自衛隊法第82条）を発令して対応としている。その結果、自衛隊は、海上警備行動として「公務執行に対する抵抗の抑止」のための武器使用（自衛隊法第93条、警職法第7条）や強制的な船舶検査（自衛隊法第93条、海上保安庁法第16条、同法第17条第1項、同法第18条）を行う可能性も出てくる。その際に、自衛官が国又は国に準ずる組織に

対して武器使用を行った場合には日本国憲法9条が禁じる「武力の行使」に該当するおそれがある。

よって、当会は、今般の自衛隊の中東海域への派遣は、恒久平和主義や立憲主義、法治主義に反することから、反対するものである。

2019(令和元)年12月27日

東京弁護士会会長 篠塚 力

改めて自衛隊の護衛艦や対潜哨戒機を中東地域に派遣することに反対し、恒久平和主義や立憲主義、法治主義の遵守を求める会長声明

政府は、2019年12月27日の自衛隊の護衛艦1隻及びP3C対潜哨戒機を中東アデン湾等へ派遣する閣議決定（以下「本閣議決定」という。）に基づいて、本年1月10日、派遣の実施を命令した。

これに対し当会は、閣議決定当日に、「自衛隊の護衛艦や対潜哨戒機を中東地域に派遣することに反対する会長声明」を発し、その中で、今般の自衛隊の中東海域への派遣は、恒久平和主義や立憲主義、法治主義に反するものである旨指摘した。

すなわち、本閣議決定及びこれに基づく自衛隊艦船等の中東海域への派遣には、様々な憲法上の問題があるところ、派遣海域の周辺では、本年1月3日に米国がバグダッド空爆を実施してイラン革命防衛隊のソレイマニ司令官を殺害し、これに対してイランが1月8日に、イラク国内にある複数の米軍基地に向けて十数発以上の弾道ミサイルを発射し、基地内の複数の建物が破壊された。これによって、中東地域の緊張状態は一気に高まり、同日夜にもアメリカ大使館のある地区に2発のロケッ

ト弾が撃ち込まれた。さらに、同日、テヘランの空港からウクライナ国際空港へ向けて離陸したボーイング737型旅客機がイラン側の防空網の誤射によって墜落し、乗客乗員176人が死亡する事態まで生じている。これらの事態に照らすと、派遣海域も戦闘地域あるいはこれに準ずる危険な地域と化する恐れが強くなっている。そのため、自衛官らの生命身体へのリスクが昨年末の時点より一層大きくなったことは明白である。

政府は、以上の状況に鑑みて、直ちに上記閣議決定に基づく派遣命令を白紙に戻すとともに、防衛省設置法は派遣の法的根拠とならないことを確認すべきである。

よって、当会は、今般の自衛隊の中東海域への派遣につき、改めて反対し、政府に対し、恒久平和主義や立憲主義、法治主義の遵守を求めるものである。

2020(令和2)年1月24日

東京弁護士会会長 篠塚 力

刑事被告人の元弁護人の法律事務所に対する搜索・差押に抗議する会長声明

東京地方検察庁の検察官らは、本年1月29日、被告人カルロス・ゴーン氏の元弁護人らの法律事務所に対し、元弁護人らが押収拒絶権を行使して搜索を拒否する意思を明示しているにもかかわらず、法律事務所に立ち入って搜索を強行した。その際、検察官らは施錠中のドアの鍵を解錠して法律事務所に侵入したうえ、事務所内の会議室の鍵を破壊する等の実力を行使

したほか、事件記録等が置かれている弁護士らの執務室内をビデオ撮影し、元弁護人らが繰り返し退去を求めたにもかかわらず、長時間にわたり事務所から立ち退かなかった。

およそ弁護士は、業務上委託を受けたため保管し又は所持する物で他人の秘密に関するものについては、権利の濫用と認められる場合等を除き、押収を拒絶することができる（刑事訴訟

法第105条)。そして、弁護士によって押収拒絶権が行使された場合には、対象物を押収するための捜索も当然に許されない。

今回の検察官らの行為は、同条の趣旨に反するものであり、明白に違法である。

また、被疑者及び被告人の防御権及び弁護人依頼権は憲法が保障するものであり、弁護人は被疑者及び被告人の権利及び利益を擁護するため最善の弁護活動を尽くすべき義務を負うところ、対立当事者である検察官が弁護人の権利を侵害する違法行為に及ぶことは、弁護士業務の妨害であるにとどまらず、刑事司法の公正を著しく害するものである。

本件の検察官らの行為は、弁護士の押収拒絶権を蔑ろにし、

弁護士に秘密を明かして相談し自らの法的権利を守ろうとする一般市民の利益を害することに加え、わが国の刑事司法の公正さを著しく害するものである。

当会は、かかる検察官らの違法行為に対して強く抗議すると共に、昨今、日本の刑事司法の実情について、諸外国より強い批判が向けられている現状の下、かかる違法行為がなされたことにより、国民のみならず国際社会からの日本の刑事司法に対する信頼が失われることを深く憂慮するものである。

2020(令和2)年1月31日

東京弁護士会会長 篠塚 力

自衛隊の護衛艦「たかなみ」を中東海域に派遣したことに抗議し、恒久平和主義や立憲主義、法治主義の遵守を求める会長声明

政府は、2019年12月27日に、自衛隊の護衛艦1隻及びP3C対潜哨戒機を中東アデン湾等へ派遣する旨閣議決定し(以下「本閣議決定」という。)、これに基づいて、本年1月10日、自衛隊に派遣命令を出し、同月11日、哨戒機2機が那覇航空基地を出発した。

これに対して当会は、本閣議決定当日に「自衛隊の護衛艦や対潜哨戒機を中東地域に派遣することに反対する会長声明」を、本年1月24日に「改めて自衛隊の護衛艦や対潜哨戒機を中東地域に派遣することに反対し、恒久平和主義や立憲主義、法治主義の遵守を求める会長声明」を発した。そして、その中で、今般の自衛隊の中東海域への派遣は、恒久平和主義や立憲主義、法治主義に反するものである旨を指摘するとともに、本年初頭からの米国とイランの間の攻撃と報復攻撃やイランによるウクライナ機の誤射等の状況に照らし、派遣海域が戦闘地域ないしこれに準じる危険な地域と化する恐れが強くなっており、自衛官らの生命身体へのリスクが一層大きくなったことに警鐘を鳴らした。

その後、1月26日には、イラクのバグダッドにあるアメリカ大使館の敷地にロケット弾3発が着弾し、これがイラクの親

イラン武装組織による米国に対する報復である可能性が指摘されていることや、イラクでは反米感情が高まっており、同日アブドルマハディ首相が、イラクが戦場になる恐れについての懸念を表明したことなどが報道されている。

このように、中東海域の情勢は安定したとはおよそ言いがたい状況にあり、いつ「戦闘地域」となるか予断を許さない。そのような状況で自衛隊を派遣すれば、派遣された自衛官らが戦闘に巻き込まれ、憲法が禁止する「武力行使」に至る可能性も否定できない。にもかかわらず、去る2月2日、護衛艦「たかなみ」は、横須賀基地を出発した。

すでに指摘しているとおり、今般の自衛隊の中東海域への派遣は恒久平和主義や立憲主義、法治主義に反するものである上、上記のような情勢に鑑みれば、「たかなみ」の派遣決定は撤回されるべきであったのに、派遣が強行されたことは極めて遺憾であり、当会は、改めて強く抗議する。

2020(令和2)年2月6日

東京弁護士会会長 篠塚 力

用意周到



東京弁護士会のソーシャルメディア公式アカウント

ツイッター



@TobenMedia

フェイスブック



@toben.kohou